

～総合計画・復興計画の実現に向けて～

# 福島市行政改革推進プラン

～平成23年度から27年度までの実績～

平成28年5月

福島市

# 目 次

第1	行政改革推進プランに関する基本的な考え方	1
第2	行政改革推進プランの取り組みの内容	3
1	市民との協働により取り組む行政運営	3
2	市民目線に立った行政運営	9
3	簡素で効率的な行政運営	16
4	健全で効率的な財政運営	24
《参考》	福島市行政改革推進プラン(H23～H27)取組事項一覧	32

# 福島市行政改革推進プラン

## 第1 行政改革推進プランに関する基本的な考え方

### 1. 基本的な考え方

#### (1) 福島市行政改革大綱2011に基づく行動計画

本市では、「福島市総合計画」の将来都市像「ときめきとやすらぎ 希望にみちた人間尊重のまち 福島市」の実現に向け、簡素で効率的な行政運営の推進を図る指針として、「市民の『しあわせ』のための協働による行政改革」を基本理念とした「福島市行政改革大綱2011」を平成23年2月に策定しました。この行政改革大綱においては、これまでのような国の指針等に基づく、人員削減や事務事業の見直しなどの経費節減を中心とした取り組みによる量的な改革のみならず、市民満足度を高めるための質的な充実を重視した改革の取り組みについても努めていくこととし、4つの基本方針（市民との協働により取り組む行政運営、市民目線に立った行政運営、簡素で効率的な行政運営、健全で効率的な財政運営）を定め、行政改革に取り組むこととしました。

平成23年3月11日に発生した東日本大震災、特に福島第一原子力発電所の事故により、本市では地震による被害だけでなく、放射線の影響により市民生活や経済活動に甚大な被害を受けていることから、震災からの復興を最優先の課題として取り組むこととし、今後5年間の重点期間とした「福島市復興計画」を平成24年2月に策定いたしました。「福島市復興計画」では、「希望ある復興」を基本理念とし、「子どもからお年寄りまで、暮らしてよかったと実感できるまち」を目指して、「除染を主体とした原子力災害からの復興」「地震災害からの復興」を強力に進めるとともに、「市の体制を整備し、市民との協働と国・県等との連携」により復興を進めるとしています。

東日本大震災からの復旧、復興を目指し「福島市復興計画」を強力に推進するとともに、「福島市総合計画」の将来都市像実現のため、事務事業の見直しや財源確保、情報発信などの取り組みを強化し、簡素で効率的な行政運営、健全で効率的な財政運営をより一層進める必要があります。そのために、「福島市行政改革大綱2011」の4つの基本方針に基づく行政改革を一層確実に推進するため、その行動計画である「福島市行政改革推進プラン」を平成24年2月に策定しました。

なお、「福島市復興計画」に基づき実施する除染や市民の健康管理など市民生活の安全と安心を確保するための事業については、その緊急性を考慮し、それぞれ個別の計画に基づき迅速かつ適切に実施してまいりました。

#### (2) 福島市行政改革推進プランの進行管理

行政改革推進プランは、具体的な目標を基に、平成27年度まで毎年進捗状況について進行管理し、その内容についてはPDCAサイクルに基づき見直しを行い、改革の計画的な実施を図るとともに、その結果及び内容について、市民に公表してまいりました。

今回、平成27年度までの取り組み実績について公表いたします。

#### (3) 推進期間

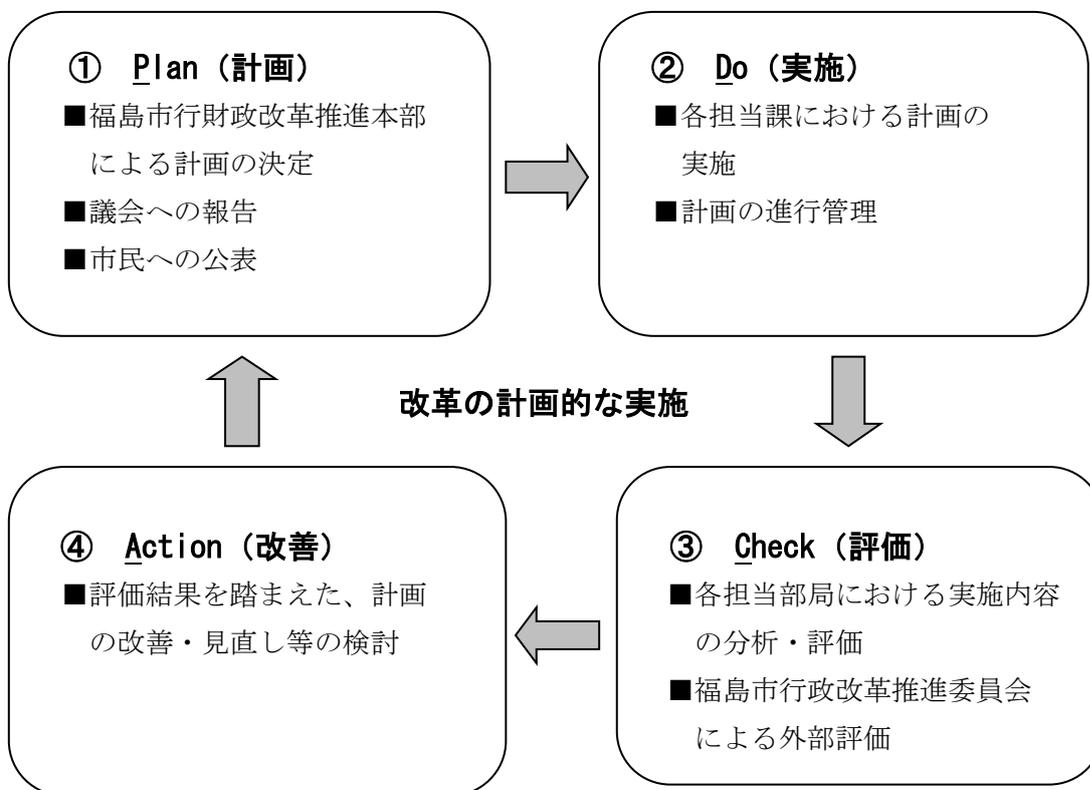
平成23年度から27年度まで

## 2. 行政改革の基本方針

「福島市行政改革大綱2011」においては、本市を取り巻く状況と基本理念を踏まえ、実効性の高い行政改革に取り組むための基本方針として、次の4つの項目を設定しました。

- 1 市民との協働により取り組む行政運営
- 2 市民目線に立った行政運営
- 3 簡素で効率的な行政運営
- 4 健全で効率的な財政運営

## 3. 行政改革推進プランの推進体制



## 4. 各取組事項の評価

平成23年度から27年度までの5年間の推進期間における各取組事項の進捗状況について、進捗率を下記の基準により4段階で表しました。

### ■進捗率

「100%」：事業が完了、達成したもの

「75%」：事業が進行している状況であるが、達成に向け進捗状況が高い状況

「50%」：事業が進行している状況であるが、達成に向けほぼ中間程度の進捗状況

「25%」：事業に着手した段階の状況

\*ただし、毎年度同じ内容に取り組むものについては、数値の前に「当年度」と記載しました。

## 第2 行政改革推進プランの取り組みの内容

### 1. 市民との協働により取り組む行政運営

#### ■基本的な考え方

##### (1) 情報公開、情報提供の推進

市民との協働に基づく行政運営を推進するうえで、行政情報を積極的に公開・提供し、市民との情報共有を進めました。

##### (2) 市民との協働の推進

市民との協働のまちづくりを推進するとともに、行政運営の効率化と質の向上を図るため、地域の実情に応じた協働のしくみを構築しました。

##### (3) 多様な担い手の活用

地縁型組織やNPO法人をはじめとするテーマ型組織等の多様な主体を新たな担い手としてとらえ、行政サービスの質の向上を図りました。

#### ■行政改革推進プランの体系



#### ■平成27年度までの実績

各取組事項の詳細については、P4～P8のとおりです。

## No.1 民間ソーシャルメディアを活用した情報発信

大綱における体系	1. 市民との協働により取り組む行政運営	区分	新規	
	(1) 情報公開、情報提供の推進 ① 行政情報の公開・提供 (2) 市民との協働の推進 ① 市民とのコミュニケーションの充実	担当部課	市長公室 広報課 総務部 情報政策課	
計画内容	課題	ホームページ等これまでの情報提供手段では、震災時のような時々刻々と変化する状況への対応や、避難者の情報収集手段として有効活用された携帯電話等モバイル端末への対応が難しい。		
	目的・効果 取組内容	市民が必要とする情報を迅速に、かつ効果的に提供できるようにするため、ソーシャルメディアを活用した情報発信に取り組む。		
	目標 (年度)	平成24年度までに民間ソーシャルメディアを活用した情報提供を開始する。		
推進スケジュール	年度	取組み予定	取組み実績	進捗率
	H23	民間ソーシャルメディアの調査、導入の検討をする。	他自治体の利用状況等を調査するとともに、「利用のためのガイドライン(案)」等の策定を行った。	25%
	H24	導入に向けた環境を整備し、導入開始後は効果の検証を行う。	「利用のためのガイドライン」等を策定し、ソーシャルメディア(ツイッター、フェイスブック、ユーチューブ)による情報提供を開始した。	100%
	H25	—	—	—
	H26	—	—	—
	H27	—	—	—
取組みの成果	ソーシャルメディアの活用により、情報発信の即時性を高め、また、幅広い層へ情報発信することが可能になった。 なお、平成27年度末までの情報発信件数は、平成24年9月に導入したツイッターが1,432件(登録者数4,329人)、平成24年12月に導入したフェイスブックが1,245件(登録者数1,627件)、またユーチューブが94件となっている。			

## No.2 放射線対策情報の提供

大綱における体系	1. 市民との協働により取り組む行政運営	区分	新規	
	(1) 情報公開、情報提供の推進 ① 行政情報の公開・提供	担当部課	環境部 除染推進室 除染企画課	
計画内容	課題	原発事故後、市民から放射線に関する分かりやすい様々な情報の提供が求められている。		
	目的・効果 取組内容	分かりやすい情報を迅速かつより多くの市民に提供するため、市内各地区で実施する除染の線量モニタリング結果や作業の進捗状況、放射線に関するQ&Aなど、市民が必要とする情報を提供する。		
	目標 (年度)	平成25年度までに放射線対策に関する様々な情報のデータベース化を図り、速やかに情報提供を行う。		
推進スケジュール	年度	取組み予定	取組み実績	進捗率
	H23	市ホームページにおいて放射線に関する情報を提供する。	地区の除染の取組みや進捗状況を随時提供した。	75%
	H24	市ホームページにおいて放射線に関する情報を提供する。 情報のデータベース化を実施する。	・地区の除染の取組みや進捗状況を随時提供した。また、除染情報管理システムを構築し、情報のデータベース化を図った。 ・除染情報センター開設の準備を行った。	75%
	H25	分かりやすく迅速な情報提供を実施する。	・地区の除染の取組みや進捗状況を随時提供した。また、除染情報管理システムを構築し、情報のデータベース化を図った。 ・除染情報センターを運営し市民への情報提供に努めた。	100%
	H26	分かりやすく迅速な情報提供を実施する。	・地区の除染の取組みや進捗状況を随時提供した。また、除染情報管理システムを活用し、引き続き情報のデータベース化を図った。 ・除染情報センターを運営し市民への情報提供に努めた。	100%
	H27	分かりやすく迅速な情報提供を実施する。	・地区の除染の取組みや進捗状況を随時提供した。また、除染情報管理システムを活用し、引き続き情報のデータベース化を図った。 ・除染情報センターを運営し市民への情報提供に努めた。	100%
取組みの成果	<ul style="list-style-type: none"> <li>・紙媒体での周知: 市政だより、放射線対策ニュースでの除染の取組みや進捗状況の周知、地区毎の除染進捗図の班回覧による周知</li> <li>・ホームページでの周知: 地区毎の除染進捗図、地区毎の除染件数、仮置場の設置状況等</li> <li>・除染情報センターでの周知: 除染の進捗等の展示や除染に関する相談対応 (平成27年度末までの累計来場者数27,407人、累計相談件数2,054件)</li> </ul>			

### No.3 ホームページ等を活用した国内外への情報発信

大綱における体系	1. 市民との協働により取り組む行政運営		区分	新規
	(1) 情報公開、情報提供の推進		担当部課	市長公室 広報課
	① 行政情報の公開・提供			
計画内容	課題	原発事故の被災地福島市の現実の姿を、世界に向け積極的に発信する必要がある。		
	目的・効果 取組内容	原発事故による被災地として風評にさらされている福島市の元気な姿を国内外へ積極的に発信するため、市ホームページを英語・中国語・韓国語に自動翻訳するなど多言語化を図るとともに、外国特派員協会やテレビキー局、全国紙本社などのマスコミへ市民フォト・ふくしま夢通信を送付する。		
	目標 (年度)	平成27年度までに市ホームページの年間アクセス件数を105万件にする。 (平成21年度比 1.5倍)		
推進スケジュール	年度	取り組み予定	取り組み実績	進捗率
	H23	ホームページに自動翻訳コンテンツ導入、市民フォト・ふくしま夢通信の送付を開始する。	3月ホームページリニューアルの際に自動翻訳機能を導入。市民フォト・ふくしま夢通信の秋(10月)号から外国特派員協会等へ送付。 ホームページアクセス件数131万427件。	100%
	H24	効果を検証する。	ホームページアクセス件数113万4,253件。市民フォト・ふくしま夢通信の送付を継続。	100%
	H25	効果を検証する。	ホームページアクセス件数122万9,411件。市民フォト・ふくしま夢通信の送付を継続。	100%
	H26	効果を検証する。	ホームページアクセス件数120万9,934件。スマートフォン対応サイトを導入。市民フォト・ふくしま夢通信の送付を継続。	100%
	H27	効果を検証する。	ホームページアクセス件数122万7,889件。アクセシビリティサポーター(音声読み上げなど)を導入。市民フォト・ふくしま夢通信の送付を継続するとともに、英語訳を作成し、海外の日本語学校や、国内にある一部外国大使館等に送付。	100%
取り組みの成果	目標である年間アクセス数の105万件を達成し、ホームページの多言語化により、より多くの外国人が原発事故の被災地福島市の現実の姿を閲覧することが可能になった。 平成27年度は約122万8,000件のアクセス数があり、国内外へ福島市を安定的に発信(PR)できる媒体となった。			

### No.4 「協働のまちづくり推進指針」に基づく取組の啓発推進

大綱における体系	1. 市民との協働により取り組む行政運営		区分	新規
	(2) 市民との協働の推進		担当部課	市民安全部 市民協働課
	② 協働を支えるしくみの整備			
計画内容	課題	協働を手法としたより良い地域づくりを実現するためには、その意義や重要性を正しく理解し、実践できる市民活動団体等や職員を育成する必要がある。		
	目的・効果 取組内容	協働の考え方を分かり易く伝えるため、事例を用いたテキスト「協働のまちづくり事例集」を作成し、市民講座や職員研修等において活用する。		
	目標 (年度)	平成23年度中に事例集を作成し、平成24年度以降は市ホームページへの掲載や市民活動団体への周知、事例集を活用した市民講座や職員研修などを行い、NPOや町内会、企業、大学などの多様な主体と行政による協働の取り組みをより一層推進する。		
推進スケジュール	年度	取り組み予定	取り組み実績	進捗率
	H23	編集会議の設置(協働事例の発掘、編集)、事例集を作成する。	市民で構成する編集委員会を設置し、協働の事例集を作成した。	50%
	H24	協働事例の情報提供、市民講座・職員研修等で活用する。	協働での事例集等を活用し、職員研修を行った。	75%
	H25	協働事例の情報提供、市民講座・職員研修等で活用する。	協働での事例集等を活用し、職員研修を行った。	75%
	H26	協働事例の情報提供、市民講座・職員研修等で活用する。	協働での事例集等を活用し、職員研修を行った。	75%
	H27	協働事例の情報提供、市民講座・職員研修等で活用する。	協働での事例集等を活用し、職員研修を行った。	75%
取り組みの成果	職員研修で協働での事例集を活用することによって、市民との協働により取り組む行政運営について、その意義や重要性を理解する職員を育成することにつながった。			

## No.5 地域の個性を生かしたまちづくりの支援

大綱における体系	1. 市民との協働により取り組む行政運営	区分	新規	
	(2) 市民との協働の推進	担当部課	市民安全部 市民協働課	
	②協働を支えるしくみの整備			
計画内容	課題	福島市総合計画前期基本計画に位置づけられた「地域の将来像」を実現するためには、地域固有の歴史や文化を生かした住民自治によるまちづくりや、地域住民のまちづくりへの参加意識の高揚が必要である。		
	目的・効果 取組内容	地域の個性を生かした自主的なまちづくりを支援するため、「福島市市民活動活性化支援事業（地域別まちづくり部門）」を実施する。		
	目標 (年度)	平成23年度から平成27年度の5年間で、17地区(中央地区+16支所)全ての地区において1件は支援事業を実施する。		
推進スケジュール	年度	取組み予定	取組み実績	進捗率
	H23	地域の個性を生かしたまちづくりを推進するための支援事業を実施する。	「地域別まちづくり支援事業」5地区(6事業)で実施。	25%
	H24	地域の個性を生かしたまちづくりを推進するための支援事業を実施する。	「地域別まちづくり支援事業」6地区(7事業)で実施。 ※事業取組み実地区数計 9地区	50%
	H25	地域の個性を生かしたまちづくりを推進するための支援事業を実施する。	「福島市市民活動活性化支援事業(地域別まちづくり部門)」5地区(7事業)で実施。 ※事業取組み実地区数計10地区	50%
	H26	地域の個性を生かしたまちづくりを推進するための支援事業を実施する。	「福島市市民活動活性化支援事業(地域別まちづくり部門)」6地区(8事業)で実施。 ※事業取組み実地区数計14地区	75%
	H27	地域の個性を生かしたまちづくりを推進するための支援事業を実施する。	「福島市市民活動活性化支援事業(地域別まちづくり部門)」4地区(6事業)で実施。 ※事業取組み実地区数計14地区	75%
取組みの成果	14地区において地域の個性を活かした事業が取り組まれ、地域の活性化と団体の活動の発展に繋がった。			

## No.6 高齢者を支え合う地域ネットワーク

大綱における体系	1. 市民との協働により取り組む行政運営	区分	新規	
	(2) 市民との協働の推進	担当部課	健康福祉部 長寿福祉課	
	②協働を支えるしくみの整備			
計画内容	課題	団塊の世代が高齢期を迎えるなど、急速に高齢社会が進展するなか、地域ネットワーク活動の活性化や地域住民による要援護高齢者への見守り等、地域住民による自主的な関わりが求められている。		
	目的・効果 取組内容	高齢者が住み慣れた地域で生きがいを持ち、安心して自立した生活を送るための「高齢者を支え合う地域づくり」を実現するため、地域ネットワークづくりへの支援や各種広報・啓発事業を実施する。		
	目標 (年度)	町内会による高齢者への支援活動の実施率を平成27年度までに55%とする。		
推進スケジュール	年度	取組み予定	取組み実績	進捗率
	H23	地域づくり講演会、実践報告会・情報交換会の開催などにより、町内会による自主的地域ネットワークづくりを支援する。	①地域づくり講演会:433名 ②実践報告会・情報交換会:40名 ③町会アンケート調査の実施等:高齢者への支援活動の実施率52.0% 報告書配布	75%
	H24	地域づくり講演会、実践報告会・情報交換会の開催などにより、町内会による自主的地域ネットワークづくりを支援する。	①地域づくり講演会:650名 ②実践報告会・情報交換会:264名 ③連絡会:3回	75%
	H25	地域づくり講演会、実践報告会・情報交換会の開催などにより、町内会による自主的地域ネットワークづくりを支援する。	①京都市に学ぶ地域包括ケアシステム講演会:420名 ②地域づくり講演会:500名 ③連絡会:2回	75%
	H26	地域づくり講演会、実践報告会・情報交換会の開催などにより、町内会による自主的地域ネットワークづくりを支援する。町内会へアンケート調査を実施する。	①地域づくり講演会:400名 ②連絡会:1回 ③町会アンケート調査の実施等:高齢者への支援活動の実施率47.5% 報告書配布 ④地域見守りネットワーク事業協定締結(27事業所)	75%
	H27	地域づくり講演会、実践報告会・情報交換会の開催などにより、町内会による自主的地域ネットワークづくりを支援する。	①「地域包括ケア 市民1000人のつどい」:1,100人 ②地域見守りネットワーク事業協定締結(102事業所)	75%
取組みの成果	「町内会による高齢者への支援活動の実施率を平成27年度までに55%とする。」という目標については、東日本大震災と東京電力福島原子力発電所事故の影響等もあり達成できなかったが、地域づくり講演会や実践報告会などを繰り返し開催することにより、高齢者を支え合う地域づくりに大きく寄与している。また、宅配事業所などの民間事業所の協力による「地域見守りネットワーク事業協定締結」事業も新たに立ち上がり、3月31日現在で102事業所となっており、地域の支え合いの輪が広がってきている。			

## No. 7 指定管理者制度に関する基本方針の見直し

大綱における体系	1. 市民との協働により取り組む行政運営	区分	新規	
	(3) 多様な担い手の活用	担当部課	総務部 行政経営課	
	① 指定管理者制度の充実			
計画内容	課題	多様化する住民ニーズにより効果的・効率的に対応するため導入された指定管理者制度について、指定管理者がそのノウハウを十分に発揮できる仕組みづくりが必要である。		
	目的・効果 取組内容	市民ニーズへの適切な対応や市民の利便性の向上を図るため、指定管理者がそのノウハウを十分に発揮できるような本市独自の仕組みを構築する。		
	目標 (年度)	平成25年度当初までに、指定管理者制度を取り巻く社会情勢の変化等を考慮した見直しを図り、平成26年4月1日より、新たな基本方針に基づく指定管理者制度導入施設の管理運営を開始する。		
推進スケジュール	年度	取り組み予定	取り組み実績	進捗率
	H23	指定管理者制度導入施設における導入効果等を検証する。	指定管理者導入施設における利用者数等の調査を行った。	25%
	H24	指定管理者制度導入施設における導入効果や、指定管理者制度を取り巻く社会情勢の変化等を踏まえた基本方針の見直し内容及び各施設の取り扱い内容を検討する。	指定管理者制度導入施設における利用者数等の調査、指定管理者へのアンケートなどを実施し、基本方針の見直し及び各施設の取り扱い内容を検討した。	50%
	H25	新たな基本方針を機関決定、当該基本方針に基づく指定管理者の選定作業をする。	より市民サービスの向上を資する仕組みとした基本方針を機関決定し、当該方針に基づき71施設について指定管理の選定作業を行った。	75%
	H26	平成26年4月1日より、新たな基本方針に基づく指定管理者制度導入施設の管理運営を開始する。	新たな基本方針に基づき、新規3施設を含む71施設で指定管理者制度を導入し、施設の管理運営を開始した。	100%
	H27	—	—	—
取り組みの成果	指定管理者による目標値及びサービス項目設定の義務化、アンケート調査等の義務化など、指定管理者制度の目的のひとつである市民サービスの向上・維持をさらに推進していくための仕組みを確立した。			

## No. 8 新斎場の管理方法の検討

大綱における体系	1. 市民との協働により取り組む行政運営	区分	新規	
	(3) 多様な担い手の活用	担当部課	環境部 環境課	
	② 民間委託等の推進			
計画内容	課題	市斎場は市民の利用する火葬施設として、昭和55年7月に改築以来、30年が経過し、施設や設備の老朽化とともに、将来的に見込まれる火葬需要への対応など課題がある。		
	目的・効果 取組内容	平成30年度新斎場運用開始を目指し、今後建設を進める新斎場の管理方法について、指定管理者制度導入等も含めた様々な民間委託等の手法の中から、最も効率的で質の向上が期待できる手法を検討する。		
	目標 (年度)	最も効率的な管理手法等について、平成27年度中に結論を出す。		
推進スケジュール	年度	取り組み予定	取り組み実績	進捗率
	H23	—	—	—
	H24	—	—	—
	H25	—	—	—
	H26	新斎場基本構想等策定業務委託による管理手法の検討資料に基づき、新たな管理手法の導入について検討する。	他市における管理運営形態を調査した。	25%
H27	新たな管理手法の導入について、平成28年3月31日までに部の方針を決定する。	運営形態について、他自治体の斎場視察などを通して検討を行ったが、新たな管理手法の導入について結論を出すことが出来なかった。	50%	
取り組みの成果	運営形態の異なる他市の斎場を視察することにより、運営経費や人員の配置など様々なメリット・デメリットを確認することができた。民間手法の導入の可能性については、火葬業務の細分化や施設運営上の危機管理対策とあわせ引き続き検討する。			

## No.9 学習センターの地域人材登用

大綱における体系	1. 市民との協働により取り組む行政運営		区分	継続
	(3) 多様な担い手の活用		担当部課	教育委員会 生涯学習課
	②民間委託等の推進			
計画内容	課題	地域の実情を踏まえ、地域のニーズや課題に合った事業展開や社会教育の推進、生涯学習の拠点施設としての学習センターの施設運営が求められている。		
	目的・効果 取組内容	地域に根ざした身近な学習センターを構築し、地域の実情やニーズ、課題に合った事業展開により、生涯学習の質の向上と地域住民の一層の参画を図るため、地域の優れた人材を学習センター館長として登用する。		
	目標 (年度)	平成24年度までに学習センター16館のうち中央学習センターを除く15館の館長に地域の優れた人材を登用する。		
推進スケジュール	年度	取り組み予定	取り組み実績	進捗率
	H23	4館の学習センターの館長に地域の優れた人材を登用するとともに、人材登用について評価・検証する。	蓬萊、西、松川、信夫学習センターの館長に地域の優れた人材を登用し、人材登用について評価・検証を行った。	75%
	H24	4館の学習センターの館長に地域の優れた人材を登用するとともに、人材登用について評価・検証する。	清水、信陵、飯坂、飯野学習センターの館長に地域の優れた人材を登用し、人材登用について評価・検証を行った。	100%
	H25	—	—	—
	H26	—	—	—
	H27	—	—	—
取り組みの成果	地域の人材を館長に登用したことで、特色のある事業が展開されるようになってきている。また、館長がこれまでの経験や地域のネットワークを十分活かして、学習センターを円滑に運営している。			

## No.10 学校給食センターの見直し

大綱における体系	1. 市民との協働により取り組む行政運営		区分	継続
	(3) 多様な担い手の活用		担当部課	教育委員会 保健体育課
	②民間委託等の推進			
計画内容	課題	より効果的・効率的な運営を図りながら安全・安心な学校給食を提供するためには、民間の専門的な知識・技術の活用が必要である。		
	目的・効果 取組内容	効果的・効率的な運営を図り、安全・安心な学校給食を提供するため、現在老朽化している西部と北部の学校給食センターの統廃合について検討するとともに、学校給食センターの整備と調理業務の民間委託の推進を図る。		
	目標 (年度)	平成23年度中に学校給食長期計画実施計画を策定し、その後段階的に調理業務の民間委託を図る。		
推進スケジュール	年度	取り組み予定	取り組み実績	進捗率
	H23	学校給食長期計画実施計画策定懇談会及び庁内策定委員会を設置し、学校給食長期計画実施計画を策定する。	学校給食長期計画実施計画策定懇談会及び庁内策定委員会を設置し、学校給食長期計画実施計画を策定した。	25%
	H24	実施計画の内容に合わせ、学校給食センターの調理業務の民間委託を図る準備を進める。	単独給食実施校1校において、平成25年度より給食センター化を図る準備を進めた。	25%
	H25	実施計画の内容に合わせ、学校給食センターの調理業務の民間委託を図る準備を進める。	民間委託のための業者選考方法等について情報収集を行った。	25%
	H26	実施計画の内容に合わせ、学校給食センターの調理業務の民間委託を図る準備を進める。	東部給食センター調理業務民間委託のための業者選考を行い、決定し契約締結した。次期福島市学校給食長期計画策定のための委員会、懇談会を立ち上げた。	50%
	H27	実施計画の内容に合わせ、学校給食センターの調理業務の民間委託の準備を進める。	東部学校給食センター調理業務の民間委託を開始した。学校給食長期計画を年度内に策定し、今後の委託、センター整備についての目標年次を示した。	50%
取り組みの成果	市給食センター所長、県栄養士、民間企業の調理員及び配送員がそれぞれの専門分野で担当業務に取り組み、協力、連携することにより安全安心な給食を提供することができた。また、その結果として人件費を削減することができ効果的な運営と民間委託の推進の第一歩となった。			

## 2. 市民目線に立った行政運営

### ■基本的な考え方

#### (1) 信頼される市役所の推進

法令等の遵守及び危機管理のための体制整備を図り、さらに市民に信頼される市政運営に努めました。

#### (2) 組織機構の構築と見直し

時代の潮流に適応した組織機構を構築し、新たな市民ニーズや部局横断的な課題に迅速かつ的確に対応しました。

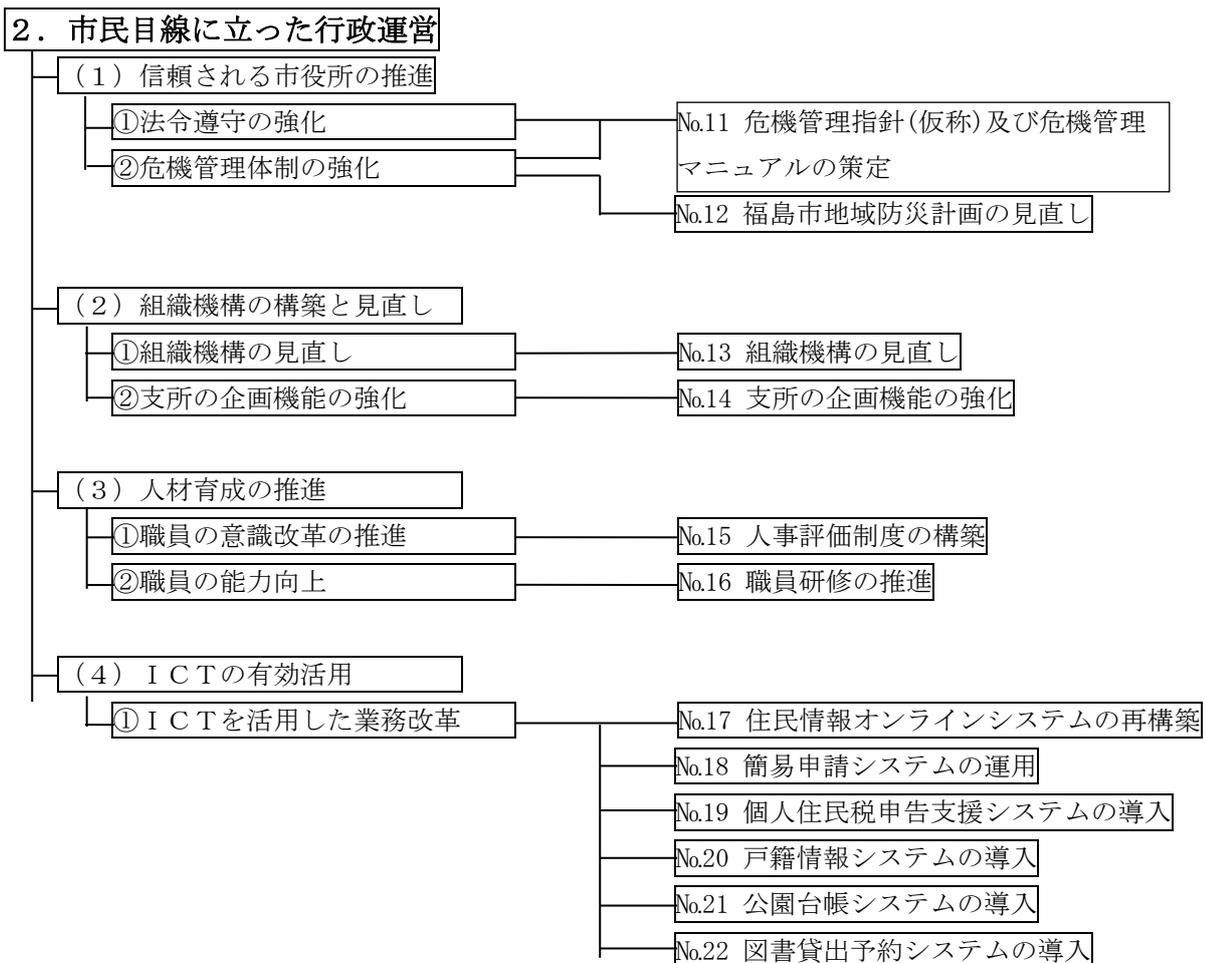
#### (3) 人材育成の推進

職員の能力を向上するとともに、サービス業としての意識や経営的な視点によるコスト意識をもって業務に従事するなど、職員の意識改革に取り組みました。

#### (4) ICTの有効活用

ICTの特性を有効に活用し、市民の利便性や事務効率の向上を図るための取り組みを進めました。

### ■行政改革推進プランの体系



### ■平成27年度までの実績

各取組事項の詳細については、P10～P15のとおりです。

## No. 1 1 危機管理指針(仮称)及び危機管理マニュアルの策定

大綱における体系	2. 市民目線に立った行政運営		区分	新規
	(1) 信頼される市役所の推進		担当部課	市民安全部 危機管理室
	①法令遵守の強化 ②危機管理体制の強化			
課題	危機事象による市民の生命・身体・財産等への被害、並びに安全で安心な生活を確保するため危機に即応できる体制が必要である。			
目的・効果 取組内容	危機事象に対応するため、基本的な考え方を示す危機管理指針(仮称)を策定するとともに、指針に基づき、各部署において、個別危機対応計画や個別危機管理マニュアルを策定し、危機に即応できる体制を確立する。さらに、業務リスク危機に対応するチェック体制の確立を図ることで、業務上の事故等を未然に防止し、事故等によって被るであろう損失を減失することができる。			
目標 (年度)	東日本大震災の総括・検証に基づき、平成24年度に地域防災計画を抜本的に見直す。これに併せて危機管理指針(仮称)を策定するとともに、平成25年度までに個別危機管理マニュアルを策定する。			
推進スケジュール	年度	取り組み予定	取り組み実績	進捗率
	H23	危機管理指針(仮称)の骨子を策定する。	危機管理指針(仮称)の素案を作成した。	25%
	H24	危機管理指針(仮称)を策定する。	危機管理指針(仮称)について検討を行った。	25%
	H25	①市民に直接関わる危機に対処する個別対応計画・個別マニュアルを、所管部局ごとに作成する。 ②内在する業務リスク危機に対処する個別マニュアルを、各部署において作成する。 ③所管する業務のプロセス等のチェック体制を確立する。	「危機管理指針」(仮称)を「新たな危機事象に対する対応方針」とし、企画推進調整室委員会において素案の検討を行った。	50%
	H26	①「新たな危機事象に対する対応方針」を策定する。 ②市民に直接関わる危機に対処する個別対応計画・個別マニュアルを、所管部局ごとに作成する。 ③内在する業務リスク危機に対処する個別マニュアルを、各部署において作成する。 ④所管する業務のプロセス等のチェック体制を確立する。	「新たな危機事象に対する対応方針」を策定し、平常時や危機発生時、危機収束時の対応や危機事象レベルに応じた危機管理体制について定めた。	75%
	H27	①市民に直接関わる危機に対処する個別対応計画・個別マニュアルを、所管部局ごとに作成する。 ②内在する業務リスク危機に対処する個別マニュアルを、各部署において作成する。 ③所管する業務のプロセス等のチェック体制を確立する。	「新たな危機事象に対する対応方針」に基づき、各部署における個別対応計画・個別マニュアルの作成に向け、想定される主な危機事象のうち、優先的に作成する危機事象などについて、検討を行った。	75%
取り組みの成果	「新たな危機事象に対する対応方針」を策定し、平常時や危機発生時、危機収束時の対応や危機事象レベルに応じた危機管理体制について定めたことで、各部署における個別対応計画、マニュアル作成に向けた意識の醸成が図られた。			

## No. 1 2 福島市地域防災計画の見直し

大綱における体系	2. 市民目線に立った行政運営		区分	新規
	(1) 信頼される市役所の推進		担当部課	市民安全部 危機管理室
	②危機管理体制の強化			
課題	地域防災計画における通信手段や連絡体制、各部署の役割等を大規模災害や原子力災害に対応した見直しが必要である。			
目的・効果 取組内容	市民の生命、身体及び財産を災害から守り、災害による被害の軽減を図るとともに、自助・共助・公助を基本として多様な災害に対応できるよう防災関係機関が相互に連携を図り、防災体制の充実強化と市民の安全安心なまちづくりを目指すため、地域防災計画を見直しや原子力災害対策編(仮称)を策定する。			
目標 (年度)	平成24年度までに地域防災計画の見直しや原子力災害対策編を策定する。			
推進スケジュール	年度	取り組み予定	取り組み実績	進捗率
	H23	①総則編・一般対策編、地震対策編の全面的見直し作業をする。 ②原子力災害対策編(仮称)の策定作業をする。	東日本大震災の災害対応で作業を進めることができなかったため、平成24年度に総則編等を見直し作業をする。また、原子力災害対策編については、国及び県から示される原子力安全・防災対策の新たな方針との整合性を図りながら策定に取り組む。	25%
	H24	①総則編・一般対策編、地震対策編の見直しを完了する。 ②原子力災害対策編(仮称)の策定を完了する。	総則編・一般災害対策編、地震対策編の見直しを実施した。平成25年度の防災会議で承認を受け正式に決定する。原子力災害対策編については、国の指針及び県の地域防災計画に基づき平成25年度に策定を行う。	50%
	H25	①総則編・一般対策編、地震対策編の見直しを完了する。 ②原子力災害対策編(仮称)の策定を完了する。	防災会議で、総則編・一般災害対策編・地震対策編の見直しについて承認を受け決定した。また、原子力災害対策編(仮称)について素案を作成した。	75%
	H26	原子力災害対策編(仮称)の策定を完了する。	総則編・一般災害対策編・地震対策編について、災害対策基本法の改正に伴う見直し作業を行った。また、原子力災害対策編(仮称)については、県地域防災計画(原子力災害対策編)の修正等を踏まえ、検討を行った。	75%
	H27	原子力災害対策編(仮称)の策定を完了する。	総則編・一般災害対策編・地震対策編について、災害対策基本法の改正に伴う見直しを行い、防災会議において承認を受け、決定した。 原子力災害対策編(仮称)については、県地域防災計画(原子力災害対策編)の修正等を踏まえ、検討を行った。	75%
取り組みの成果	平成25年度に東日本大震災での経験や教訓を踏まえ、総則編・一般災害対策編・地震対策編を見直し、平成27年度には災害対策基本法の改正に伴う見直しを行ったことで、さらなる防災体制の強化が図られた。			

### No. 1 3 組織機構の見直し

大綱における体系	2. 市民目線に立った行政運営		区分	継続
	(2) 組織機構の構築と見直し		担当部課	総務部 人事課
	① 組織機構の見直し			
計画内容	課題	震災からの復興など様々な行政課題に対して、迅速かつ的確に対応できる組織機構を構築することにより、行政サービスの更なる向上を図る必要がある。		
	目的・効果 取組内容	「福島市総合計画」の将来都市像の実現と、「福島市復興計画」の強力な推進を図るための簡素で効率的な組織機構を構築する。		
	目標 (年度)	「福島市総合計画」の計画期間及び「福島市復興計画」の重点期間に合わせ、様々な行政課題に対して、迅速かつ的確に対応できる組織機構を構築する。		
推進スケジュール	年度	取組み予定	取組み実績	進捗率
	H23	平成23年5月1日付け組織機構改正を実施する。放射線対策に係る組織機構の検討及び組織改正を実施する。	平成23年5月1日付けで政策推進部の新設等の組織機構改正を実施した。 平成23年10月1日付けで放射線対策に係る組織改正を実施した。	当年度 100%
	H24	震災からの復興など様々な行政課題に対して、迅速かつ的確に対応できる組織機構の検討及び必要に応じた組織改正を実施する。	平成24年4月1日付けで「肢体不自由児通園療育センター」を「子ども発達支援センター」に改正した。	当年度 100%
	H25	震災からの復興など様々な行政課題に対して、迅速かつ的確に対応できる組織機構の検討及び必要に応じた組織改正を実施する。	平成25年4月1日付けで「放射線総合対策課」を分割し、「除染企画課」、「除染推進課」を新設するなど、震災からの復興など様々な行政課題に対して、迅速かつ的確に対応できる組織改正を実施した。	当年度 100%
	H26	震災からの復興など様々な行政課題に対して、迅速かつ的確に対応できる組織機構の検討及び必要に応じた組織改正を実施する。	平成26年4月1日付けで「除染推進室」、「子ども・子育て支援新制度準備室」等、平成26年10月1日付けで「中核市移行準備室」を新設するなど、震災からの復興や新たな課題に迅速かつ的確に対応できる組織改正を実施した。	当年度 100%
	H27	震災からの復興など様々な行政課題に対して、迅速かつ的確に対応できる組織機構の検討及び必要に応じた組織改正を実施する。	平成27年4月1日付けで「中核市移行推進室」、「観光コンベンション推進室」、「新最終処分場建設室」、「子育て推進室」等を新設するなど様々な行政課題に迅速かつ的確に対応できる組織改正を実施した。	当年度 100%
取組みの成果	組織機構の見直しにより、除染事業の一層の推進や中核市移行への対応、子ども・子育て支援への一層の推進、制度改正への対応や組織の簡素化を図ることができた。			

### No. 1 4 支所の企画機能の強化

大綱における体系	2. 市民目線に立った行政運営		区分	新規
	(2) 組織機構の構築と見直し		担当部課	総務部 総務企画課
	② 支所の企画機能の強化			
計画内容	課題	各地区で育まれた固有の資源や文化を生かしたまちづくりを推進するため、地域住民のまちづくりへの参加意識の高揚を図るとともに、行政と地域住民が一体となったまちづくりが必要である。		
	目的・効果 取組内容	「福島市総合計画前期基本計画」における地域の個性を生かしたまちづくりを実現するため、支所における企画機能強化のための体制を整備する。		
	目標 (年度)	平成25年度までに支所における企画機能強化のための体制を確立する。		
推進スケジュール	年度	取組み予定	取組み実績	進捗率
	H23	支所における企画機能強化のための体制のあり方等について検討する。	支所における企画機能強化のための体制のあり方等について検討した。	25%
	H24	支所における企画機能強化のための体制のあり方等について検討する。	支所における企画機能強化を検討するため、福島市行財政改革推進本部幹事会に「今後の支所のあり方分科会」を設置した。	25%
	H25	支所における企画機能強化のための体制を確立する。	「今後の支所のあり方分科会」にて議論を進めるべき視点の整理などを行った。	50%
	H26	庁内で協議を進め、支所における企画機能の強化のための体制を確立する。	福島市行財政改革推進本部に「今後の支所のあり方」検討報告書を報告した。	75%
	H27	「今後の支所のあり方」検討報告書に基づき庁内で協議を進め、支所における企画機能の強化のための体制を確立する。	支所長会議に「今後の支所のあり方」検討報告書を報告した。	75%
取組みの成果	今後の支所のあり方分科会で支所の現状や課題等も整理され、「今後の支所のあり方」検討報告書を作成し、今後議論するきっかけとなった。総合計画における「地域の個性を生かしたまちづくり計画」の着実な実行のためにも、今後も引き続き検討を進めていく。			

## No.15 人事評価制度の構築

大綱における体系	2. 市民目線に立った行政運営		区分	継続
	(3) 人材育成の推進		担当部課	総務部 人事課
	① 職員の意識改革の推進			
計画内容	課題	職員の能力や意欲を高め、効果的な人材育成を行うためには、自己の長所・短所に気づかせ、長所を伸ばし短所を改善させることが必要である。		
	目的・効果 取組内容	「福島市人材育成計画2011」の「めざす職員像」を実現するため、日常の業務を通して発揮した能力や意欲、態度を公正に評価することにより、職員の能力や意欲を向上させることを目的とする人事評価制度を構築する。		
	目標 (年度)	平成27年度までに職員の能力開発・向上などに向けた人事評価制度の制度設計をまとめる。		
推進スケジュール	年度	取り組み予定	取り組み実績	進捗率
	H23	人事評価制度の概要について検討する。	職員の能力開発・向上に向け、人事評価制度の概要(案)について検討した。	25%
	H24	人事評価制度の制度設計を検討する。	職員の能力開発・向上に向け、人事評価制度の制度設計について検討した。	25%
	H25	人事評価制度の制度設計を検討する。	職員の能力開発・向上に向け、人事評価制度の制度設計について検討を行い、また、法的な制度改正の動きを踏まえ、実施スケジュールの見直しを行った。	25%
	H26	法的な制度改正の動きを踏まえ、人事評価制度の制度設計を検討する。	地方公務員法の一部改正を受け、制度改正の内容を確認するとともに、それらを踏まえた制度設計について検討を行った。また、評価者を対象とした研修を実施した。	50%
	H27	人事評価制度の制度設計をまとめる。	引き続き、評価者を対象とした研修を実施するとともに、新たに被評価者を対象とした研修を実施した。また、人材育成と業務改善を目的とした人事評価制度の制度設計をまとめ、当該設計に基づき試行を実施した。	100%
取り組みの成果	人事評価制度の一連の取り組み内容の中で、これまで全庁的には行われていなかった各所属長と係員との面談等や、担当業務における目標設定、最終的な評価結果を受けての業務改善などの仕組みを構築できたことは、今後の職員の能力や意欲の向上に向けた取り組みの大きな第一歩である。			

## No.16 職員研修の推進

大綱における体系	2. 市民目線に立った行政運営		区分	新規
	(3) 人材育成の推進		担当部課	総務部 人事課
	② 職員の能力向上			
計画内容	課題	多様化する行政ニーズや分権型社会に対応するため、職員一人ひとりがその持てる能力を最大限に発揮し、職務を遂行することができる人材の育成が必要である。		
	目的・効果 取組内容	「福島市人材育成計画2011」に基づいた職員の能力開発と意欲向上により、市民サービスの向上を図るため、堅持すべき意識、習得すべき能力、果たすべき役割を勘案した研修体系を構築し、職員研修を通じた人材の育成を行う。		
	目標 (年度)	「福島市人材育成計画2011」の「めざす職員像」を実現するため、より実質的な研修を毎年度実施する。		
推進スケジュール	年度	取り組み予定	取り組み実績	進捗率
	H23	堅持すべき意識の向上と習得すべき能力の開発などのために、効果的な研修を実施する。	「福島市人材育成計画2011」に基づき、延べ1,964名に研修を実施した。震災の影響で一部中止した研修もあった。	当年度 75%
	H24	必要に応じ研修内容の見直しを行う。	「福島市人材育成計画2011」に基づき、延べ2,522名に研修を実施した。	当年度 100%
	H25	必要に応じ研修内容の見直しを行う。	「福島市人材育成計画2011」に基づき、延べ2,827名に研修を実施した。	当年度 100%
	H26	必要に応じ研修内容の見直しを行う。	「福島市人材育成計画2011」に基づき、延べ2,911名に研修を実施した。	当年度 100%
	H27	必要に応じ研修内容の見直しを行う。	「福島市人材育成計画2011」に基づき、延べ4,397名に研修を実施した。	当年度 100%
取り組みの成果	研修効果測定のために受講者から提出させている「振り返りシート」の集計結果では、「気づき」と「理解」に関する評価が高い数字となっていることから、各研修が職員のスキルアップと意識改革につながっていると考えられる。			

## No.17 住民情報オンラインシステムの再構築

大綱における体系	2. 市民目線に立った行政運営		区分	継続
	(4) ICTの有効活用		担当部課	総務部 情報政策課
	①ICTを活用した業務改革			
計画内容	課題	昭和62年10月稼動以来20年以上が経過し老朽化が著しいほか、追加開発等によって生じた運営経費の削減が必要である。		
	目的・効果 取組内容	安定かつ安全なシステムの運用管理及び市民ニーズへの柔軟な対応を図るとともに、運用経費の削減を図るため、現行システムを、パッケージソフトを採用した新システムへ再構築する。		
	目標 (年度)	平成24年度から新システムによる完全稼動を目指す。		
推進スケジュール	年度	取組み予定	取組み実績	進捗率
	H23	第三次稼動をする。(個人住民税、法人住民税及び軽自動車税)	第三次稼動を行った。(個人住民税、法人住民税及び軽自動車税)	75%
	H24	第四次稼動をする。(固定資産税) 新システムによる完全稼動をする。	第四次稼動(固定資産税)によって、新システムに完全稼動となった。	100%
	H25	—	—	—
	H26	—	—	—
	H27	—	—	—
取組みの成果	老朽化した旧システムからパッケージソフトを採用した新システムへの再構築を行い、平成24年度に新システムの完全運用を開始した。これにより、旧システムの課題解消と運用経費の削減が図られた。			

## No.18 簡易申請システムの運用

大綱における体系	2. 市民目線に立った行政運営		区分	新規
	(4) ICTの有効活用		担当部課	総務部 情報政策課
	①ICTを活用した業務改革			
計画内容	課題	インターネットの普及に伴い、それを利用した質の高い行政サービスの提供が求められている。		
	目的・効果 取組内容	様々な行政手続等において市民の利便性の向上を図るため、オンラインによる様々な行政手続や意見募集、申込み等の手続を拡大し、市民の利便性向上を図る。		
	目標 (年度)	平成27年度までに、利用できる申請・手続数 100手続を目指す。		
推進スケジュール	年度	取組み予定	取組み実績	進捗率
	H23	簡易申請システムの運用及び手続数の拡大を図る。(約60手続)	簡易申請システムの利用拡大を図り、平成23年度末の実績で、延べ利用手続数は101となった。	100%
	H24	市ホームページのアンケートシステムで代用が可能となったため、平成24年12月をもって利用を終了し、アンケートシステムへ移行する。	平成24年度末の実績で、延べ利用手続数は177となった。	100%
	H25	—	—	—
	H26	—	—	—
	H27	—	—	—
取組みの成果	平成22年度から平成27年度にかけて、40の所属で延べ386の手続きで利用され、総利用件数は42,922件(うち外部利用21,327件、内部利用21,595件)となった。自宅など、市役所を直接訪れることなく申請・申込みができるなど、市民の利便性向上を図るとともに、担当課においても申込者データをCSV形式で取得できるなど、業務効率化に資した。			

## No. 19 個人住民税申告支援システムの導入

大綱における体系	2. 市民目線に立った行政運営		区分	新規
	(4) ICTの有効活用		担当部課	財務部 市民税課
	①ICTを活用した業務改革			
計画内容	課題	個人住民税新システム稼動に伴い、課税事務処理の軽減及び効率化、さらには申告会場における申告者の利便性の向上を図るため、個人住民税申告支援システム導入の必要がある。		
	目的・効果 取組内容	申告者の利便性の向上と事務処理の適正化及び効率化を図るため、個人住民税申告支援システムを導入する。		
	目標 (年度)	平成24年2月の運用を目指し、導入効果、経費等の検証を行い、効率的な運用に取り組む。		
推進スケジュール	年度	取り組み予定	取り組み実績	進捗率
	H23	システムの稼動及び運用・管理を行う。	システムの稼動及び運用・管理を行った。	100%
	H24	—	—	—
	H25	—	—	—
	H26	—	—	—
	H27	—	—	—
取り組みの 成果	平成24年2月に個人住民税申告支援システムを導入したことにより、以下の成果が見受けられた。 ①市民が申告書を作成する際の手間や時間が短縮されるとともに、申告会場での待ち時間も短縮された ②オンラインシステムより国民健康保険税や介護保険料などの納付状況が確認できるため、市民が社会保険料の控除額を適正に計上できた ③支援システムへの入力結果で控除額の誤りや記載もれなどがその場で確認できるため、市民が適正に申告書を作成することができた ④申告書の控えを市民へ渡すことができるため、市民が申告後に問合せなどをする際に活用してもらうことができた ⑤データ入力等の事務に係る職員の時間外勤務時間数が削減された			

## No. 20 戸籍情報システムの導入

大綱における体系	2. 市民目線に立った行政運営		区分	継続
	(4) ICTの有効活用		担当部課	市民安全部 市民課
	①ICTを活用した業務改革			
計画内容	課題	市民サービスの向上、正確性及び効率化、並びに災害等への速やかな対応のため、現在、紙ベースで管理している戸籍の電子データ化及びオンラインシステムの整備が求められている。		
	目的・効果 取組内容	最大で1週間程度要している戸籍記載を最大で3日程度に、20分程度要している証明書発行は住民票などと同じ5分程度に短縮するとともに、休日における証明書の発行を実現することにより、利用者の利便性の向上を図るとともに、窓口事務の省力化・効率化及び個人情報の適正管理を図るため、戸籍情報システムを導入する。		
	目標 (年度)	平成25年10月1日稼動(予定)を目指し、戸籍情報システムの導入に向けた取り組みを進める。		
推進スケジュール	年度	取り組み予定	取り組み実績	進捗率
	H23	戸籍情報システムの情報収集、仕様書等を作成し、事業者を決定して、現在戸籍のデータ化を行う。	平成23年9月補正により予算化、事業着手し、情報収集・調査、業務委託契約締結及び現在戸籍等のデータ化に向けた準備作業を実施した。	25%
	H24	現在戸籍の電子データ化を行うとともに、除籍・改製原戸籍の一部についても電子データ化を行う。	現在戸籍及び除籍・改正原戸籍の電子データ化を行い、原簿との照合を図った。	75%
	H25	除籍・改製原戸籍等の電子データ化を行うとともに、稼動後の運用・管理を行う。	電算化により平成25年6月1日に戸籍が改製され、10月1日から戸籍情報システムが完全稼動した。	100%
	H26	—	—	—
	H27	—	—	—
取り組みの 成果	東口・西口行政サービスコーナーで休日・夜間にも戸籍証明が発行できるようになったことや(平成25年10月から平成28年3月までの休日・夜間の証明発行件数 東口…休日3,905件、夜間978件 西口…休日9,222件、夜間1,886件)、戸籍証明の発行時間が大幅に短縮されたことにより、市民サービスが向上した。 また、戸籍事務については、正確性が確保されるとともに省力化・効率化が図られたことや、個人情報の管理がより適正化され強化された。			

## No. 2 1 公園台帳システムの導入

大綱における体系	2. 市民目線に立った行政運営	区分	新規	
	(4) ICTの有効活用	担当部課	都市政策部 公園緑地課	
	① ICTを活用した業務改革			
計画内容	課題	現在、紙ベースで管理している公園施設情報をデータベース化し「都市公園の安全・安心のための維持管理、市民意見・要望を取り入れた運営管理」を効率的・効果的に行い、質の高い公共サービスの提供を図る必要がある。		
	目的・効果 取組内容	公園施設の諸要素や遊具等施設点検補修履歴情報の一元化により、計画的な施設管理や施設の延命化対策を図り、事務の円滑化・効率化と安全安心な市民サービスを提供するため、公園台帳システムを導入する。		
	目標 (年度)	平成24年度から公園台帳システムの稼働を目指す。		
推進スケジュール	年度	取り組み予定	取り組み実績	進捗率
	H23	現地調査によるデータチェック、既存公園台帳のスキャンニングやデータ入力を行う。	現地調査によるデータチェックが公園全体の約40%完了し、そのうち公園台帳のスキャンニング及びデータ入力が30%完了した。これにより、平成24年度より予定していたシステム稼働及び運用が30%可能となった。	25%
	H24	公園台帳システムの稼働及び運用・管理を行う。	新たに放射線量率等を盛り込むこととしたため、現地調査によるデータチェック及びデータ入力が公園全体の約75%に留まったが、既存公園台帳のスキャンニングは100%完了した。これにより、平成24年度より予定していたシステム稼働及び運用が75%可能となった。	75%
	H25	未調査分の調査入力と公園管理台帳システムの稼働及び運用・管理を行う。	新規公園台帳の追加、既存公園台帳の各属性データの更新を反映させることとしたため、現地調査によるデータチェック及びデータ入力が前年度と同じく公園全体の約75%に留まったが、平成24年度より予定していたシステム稼働及び運用については約90%可能となった。	75%
	H26	未調査分の調査入力と公園各属性データの追加更新入力と公園管理台帳システムの稼働及び運用・管理を行う。	公園属性データの追加及び更新作業が全て完了し、公園台帳管理システムが完全運用となった。	100%
	H27	—	—	—
取り組みの成果	公園台帳管理システムの構築により、公園施設の管理状況、市民からの要望や工事履歴等の情報を一元化することで、事務の円滑化・効率化と市民の意見・要望を取り入れた運営管理を行い、市民サービスの向上を図ることができた。			

## No. 2 2 図書貸出予約システムの導入

大綱における体系	2. 市民目線に立った行政運営	区分	新規	
	(4) ICTの有効活用	担当部課	教育委員会 図書館	
	① ICTを活用した業務改革			
計画内容	課題	図書館利用の利便性を高めるため、インターネットや電話による図書貸出予約システムの構築が求められている。		
	目的・効果 取組内容	24時間予約を受付することにより、日中、図書館に来館できない人やインターネットや携帯電話の利用の多い若年層の利用者等の利便性の向上を図るとともに、新規利用者等の掘り起こしを図るため、図書貸出予約システムを導入する。		
	目標 (年度)	平成24年7月に図書貸出予約システムを導入する。		
推進スケジュール	年度	取り組み予定	取り組み実績	進捗率
	H23	図書貸出予約システム導入に向けての内容を検討する。	内容を検討し、平成24年度導入に向け予算化した。	25%
	H24	図書貸出予約システムを導入するとともに、導入後の運用・管理を行う。	平成24年7月19日に運用を開始し、導入後の運用・管理を行った。	100%
	H25	—	—	—
	H26	—	—	—
	H27	—	—	—
取り組みの成果	平成24年度にインターネットによる予約を開始し、平成27年度は予約冊数に占めるインターネット予約の割合が44%(70,548冊)までに達した。目的の資料を昼夜を問わず時間をかけずに予約でき、都合のよい日に目的の資料の貸出しを受けることができる。職員の予約資料を入力する作業の軽減にもつながっている。			

### 3. 簡素で効率的な行政運営

#### ■基本的な考え方

##### (1) 事務事業の見直し

急速な社会経済環境の変化や多様化する行政需要に適切に対応し、成果を重視した行政運営を推進するために、行政評価を導入、活用し、事務事業全般について継続的に見直しを行いました。

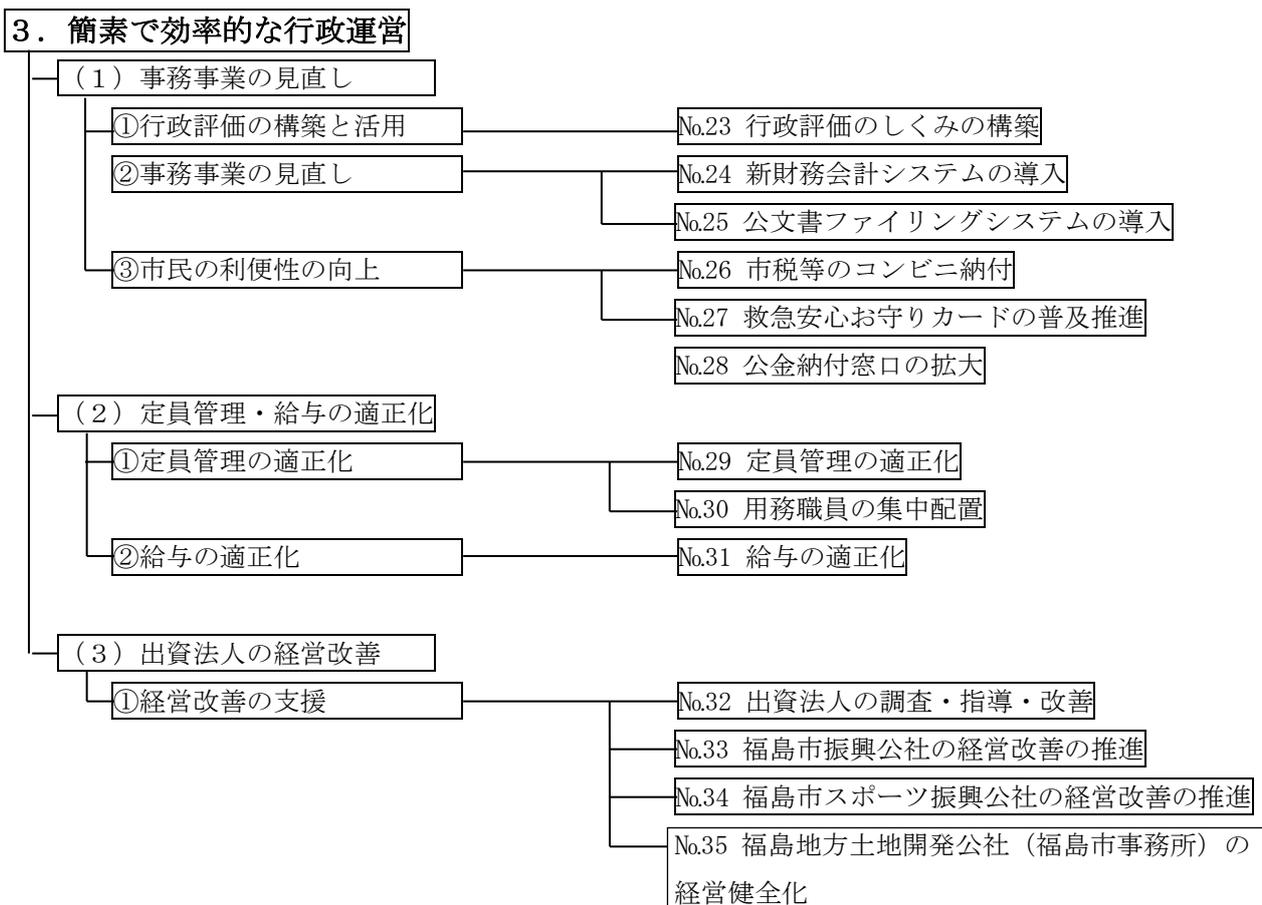
##### (2) 定員管理・給与の適正化

分権型社会に対応した行政運営を図るため、事務事業の内容に見合った適正な職員配置や、国県等の状況を踏まえた給与、各種手当の見直しなどにより、総人件費の抑制に努めました。

##### (3) 出資法人の経営改善

本市が25%以上出資または出捐している法人を対象として、将来を見据えた当該団体の公益性、効率性、自律性、安定した運営等の視点を踏まえ、経営の改善を図りました。

#### ■行政改革推進プランの体系



#### ■平成27年度までの実績

各取組事項の詳細については、P17～P23のとおりです。

### No.23 行政評価のしくみの構築

大綱における体系	3. 簡素で効率的な行政運営		区分	継続
	(1) 事務事業の見直し		担当部課	総務部 行政経営課
	①行政評価の構築と活用			
計画内容	課題	予算編成過程や実施計画策定時の施策・事業評価、公共事業評価委員会による事業評価などにより実施してきた行政評価の連携を図り、実効性のあるしくみづくりが必要である。		
	目的・効果 取組内容	福島市総合計画、福島市復興計画の実現及び成果重視の行政運営を推進するため、既存の評価方法を有効活用し、市民による外部評価も組み入れ、成果を重視したより実効性のある行政評価のしくみを構築する。		
	目標 (年度)	平成25年度までに行政評価のしくみを構築する。		
推進スケジュール	年度	取り組み予定	取り組み実績	進捗率
	H23	行政評価のしくみの枠組みについて検討するとともに、外部評価の手法について検討する。	行政評価のしくみの枠組みについて検討するとともに、外部評価の手法について検討を行った。	25%
	H24	行政評価のしくみを試行する。	行政評価のしくみの構築へ向け、行政評価モデル事業を実施し、その検証結果を踏まえ「行政評価のしくみ構築の基本方針」を策定した。	75%
	H25	行政評価のしくみの運用を開始する。評価結果を公表する。	行政評価を実施し、評価結果を市ホームページ、市政だよりに掲載し、支所、学習センター等にも冊子を配置し、広く市民に公表した。	100%
	H26	—	—	—
	H27	—	—	—
取り組みの成果	平成25年度以降、のべ137事業(24年度事業:43、25年度事業:43、26年度事業:51)に対して行政評価を実施した。また、評価を実施した83所管課中の約90%に当たる、のべ75所管課(24年度事業:22/24、25年度事業:27/29、26年度事業:26/30)が事務事業の改善につながると回答しており、行政評価の目的である事務事業の改善や職員の意識改革が図られている。			

### No.24 新財務会計システムの導入

大綱における体系	3. 簡素で効率的な行政運営		区分	新規
	(1) 事務事業の見直し		担当部課	総務部 職員厚生課、行政経営課、情報政策課 財務部 管財課、財政課 会計課
	(2) 事務事業の見直し			
計画内容	課題	システムの老朽化等の課題を解消し、制度等変更への迅速な対応を可能にするため、新しい財務会計システムを導入する必要がある。		
	目的・効果 取組内容	事務精度の向上等、更なる事務の効率化を図るため、新財務会計システムを導入する。		
	目標 (年度)	平成27年度の稼働を目指し、新しい財務会計システム導入に向けた取り組みを進める。		
推進スケジュール	年度	取り組み予定	取り組み実績	進捗率
	H23	新システムの導入のための庁内組織を立上げ、新システムの基本構想、導入計画を検討する。	新システムの導入のための庁内組織を立上げ、新システムの基本構想、導入計画の検討を行った。	25%
	H24	新システムの基本構想、導入計画を決定する。	庁内検討会議において、財務会計システム更新の基本方針等を検討した。	25%
	H25	新システムの基本設計を決定する。	庁内検討会議及び福島市地域情報化推進本部会議において、最終方針を「現行システムを継続使用」とした。	100%
	H26	—	—	—
	H27	—	—	—
取り組みの成果	課題解消に向けて、新財務システムの導入を検討したが、現行システムのメーカーサポートの継続や業務上問題となる支障がないことなどの理由により、現行システムの継続使用を結論付け、平成27年度に継続使用による機器更新を行った。			

## No. 25 公文書ファイリングシステムの導入

大綱における体系	3. 簡素で効率的な行政運営		区分	新規
	(1) 事務事業の見直し		担当部課	総務部 情報政策課
	(2) 事務事業の見直し			
計画内容	課題	公文書の適切な分類と共有化を図ることで、必要な文書を即時に誰でも検索可能とし、事務の効率化と組織内の情報共有化を図る必要がある。		
	目的・効果 取組内容	事務の効率化と組織内の情報共有、及び市民への情報公開の推進を図るため、公文書ファイリングシステムを導入する。		
	目標 (年度)	平成26年度までに公文書ファイリングシステムを導入し、その後の運用を定着させる。		
推進スケジュール	年度	取組み予定	取組み実績	進捗率
	H23	情報管理課においてファイリングシステムをモデル的に導入する。	情報管理課においてファイリングシステムをモデル的に導入し、4回の実地指導を受けた。	25%
	H24	情報管理課でのファイリングシステムの運用と、その有効性について検証する。	情報管理課において、ファイリングシステム導入による事務の効率化と組織内の情報共有化を検証した。	25%
	H25	ファイリングシステムを5課程度にモデル的に導入を拡大し、検証する。	ファイリングシステムのモデル課を5課追加し、4回の実地指導を受け同システムを導入した。	25%
	H26	ファイリングシステムのモデル的導入課の状況を検証し、今後のあり方を検討する。	導入6課で実地指導を受け、システムの定着を図った。また、当面6課体制を維持し、ノウハウの蓄積を図ることとした。	50%
	H27	6課での運用体制を維持し、職員のファイリング技術の向上とシステムの定着を図る。	システム導入課が相互点検を行うことにより、システム運用のスキルアップが図られた。	50%
取組みの成果	システムの導入により、事務室内の不要文書の廃棄が促進され、室内の文書は導入前の約2割にまで減少した。また、文書もおおむね集中管理に切り替えることができ、クリーンで効率的に業務を遂行することができるオフィス環境も実現した。			

## No. 26 市税等のコンビニ納付

大綱における体系	3. 簡素で効率的な行政運営		区分	新規
	(1) 事務事業の見直し		担当部課	財務部 納税課
	③市民の利便性の向上			
計画内容	課題	納税者の利便性向上のため、金融機関以外でも納付が可能となるシステムの構築が求められている。		
	目的・効果 取組内容	納税者の利便性の向上及び納付率の向上を図るため、コンビニエンスストアでも納付が可能となるシステムを構築する。		
	目標 (年度)	平成24年度から軽自動車税の運用を開始し、導入効果等検証しながら納税者が納税しやすい環境を目指す。		
推進スケジュール	年度	取組み予定	取組み実績	進捗率
	H23	システムの開発、納付書様式の決定、収納代行業者を選定する。	システムの開発、納付書様式の決定、収納代行業者を選定した。	50%
	H24	軽自動車税の運用開始。システム運用・収納管理をする。	軽自動車税の運用を開始した。システムの運用・収納管理を開始した。	75%
	H25	市県民税・固定資産税・国民健康保険税の運用を開始する。	市県民税・固定資産税・国民健康保険税の運用を開始した。納付書による納付での利用率が約30%となっており、税外収入の平成27年度からの導入に向け検討した。	100%
	H26	評価・検証による税外収入への導入検討・準備をする。	税外収入への拡大に向け、取扱科目の検討など導入に向けた準備を行った。	100%
	H27	保育所保育料、幼稚園授業料、市営住宅使用料、介護保険料、後期高齢者医療保険料の運用を開始する。	保育所保育料、幼稚園授業料、市営住宅使用料、介護保険料、後期高齢者医療保険料の運用を開始した。	100%
取組みの成果	時間や曜日に制限されることなく納付できる環境が整い、利用率も高まってきている。 納付書による納付件数のうちのコンビニ納付利用率 平成24年度 軽自動車税 約40% 平成25年度 市税及び国民健康保険税 約30% 平成26年度 市税及び国民健康保険税 約35% 平成27年度 市税及び国民健康保険税 約42%			

## No.27 救急安心お守りカードの普及推進

大綱における体系	3. 簡素で効率的な行政運営		区分	新規
	(1) 事務事業の見直し		担当部課	消防本部 救急課
	③市民の利便性の向上			
計画内容	課題	救急事案において、傷病者を適正かつ速やかに医療機関に搬送する体制整備と、救命効果の向上が求められている。		
	目的・効果 取組内容	有事の際に備えて、かかり付け医や既往症などの必要な情報を記載おくことにより、適正かつ速やかな搬送を可能とするため、救急安心お守りカードの普及推進を図る。また、各消防署や支所等の行政機関、敬老会、児童民生委員、福島市医師会、薬剤師会などの関係機関と連携して配布箇所を整備するとともに、消防本部ホームページから取得できるようにする。		
	目標 (年度)	救急利用の大半を占める高齢者やカードの認知度が低い青年層への普及を目指し、毎年度40,000枚の救急安心お守りカードを作成・配布、また普及啓発用ポスターを作成するなど普及活動の充実を図りながら、利活用の効果を確認しつつ最終的には全ての市民へ配布する。		
推進スケジュール	年度	取組み予定	取組み実績	進捗率
	H23	救急安心お守りカードを10,000枚作成・配布するとともに、利活用の効果について確認する。	・累計で72,000枚を市施設等に配布した。 ・累計で4,200件のホームページアクセス件数がある。 ・13学習センターの寿大学で普及促進の事業実施	50%
	H24	救急安心お守りカードを10,000枚作成・配付するとともに、ラジオ放送や学習センターの講座等で普及活動を行う。	・救急車利用者の提示件数が二桁代となり、非提示者に比べ病院収容までの時間が3分間短縮された。 ・累計100,000枚を市施設、老人福祉施設等に配付し、学習センターでの普及啓発を実施した。 ・福島市高齢者社会参加促進のための情報誌「みんなのわ」第13号に掲載し、平成25年1月の市政だより折り込みで全世帯へ配布した。	50%
	H25	救急安心お守りカードを10,000枚作成・配布するとともに、普及促進ポスターを作成し、学習センター講座等で普及活動を行う。	・提示件数が前年比2倍となりカード所持者が確実に増えていると思われる。 ・携帯用(小型)のお守りカードを作成し普及啓発を実施した。 ・累計135,000枚を市施設、老人福祉施設等に配付し、学習センターでの普及啓発を実施した。	75%
	H26	救急安心お守りカードを10,000枚作成・配付するとともに、学習センター等で普及活動を行う。	・提示件数が前年比1.4倍となりカード所持者が確実に増えていると思われる。 ・累計180,000枚を市施設、老人福祉施設、町内会や敬老会等に配付し、出前講座や普通救命講習会などで普及啓発を実施した。	75%
	H27	救急安心お守りカードを40,000枚作成・配付するとともに、普及啓発用ポスターを作成し、敬老会等の「出前講座」や各種イベントで普及活動を行う。	・提示件数は前年度同数であった。 ・各種サークルへ出向し、お守りカード作成講座を実施した。 ・ポスターを100枚作成し、公共施設、病院及び社会福祉施設へ配布するとともに、救命講習会時に終了証に加え、お守りカードに氏名・生年月日を記載して配布した。	75%
取組みの成果	カード記載の情報を活用することにより、傷病者から情報を聴取する際の苦痛を軽減し、適性かつ速やかに傷病者情報(病歴や通院病院)を把握することで、「提示なし」より収容までの時間が1.5分短縮され、救命効果や社会復帰の向上が図られる。			

## No.28 公金の納付窓口の拡大

大綱における体系	3. 簡素で効率的な行政運営		区分	新規
	(1) 事務事業の見直し		担当部課	会計課
	③市民の利便性の向上			
計画内容	課題	銀行やコンビニ(※「コンビニ納付」)の導入による納付可能場所など市税等の納付窓口が近くにない地域において、市民の利便性向上の観点から、納付窓口の拡大が求められている。		
	目的・効果 取組内容	市税等をはじめとする市の公金の納付窓口を拡大するため、ゆうちょ銀行(郵便局及び簡易郵便局を含む)を福島市収納代理金融機関に追加する。		
	目標 (年度)	ゆうちょ銀行の収納代理金融機関指定は平成24年4月からとする。ゆうちょ銀行での公金の取扱いは、納付書の標準様式化が条件となるが、平成27年度までに段階的に納付書の標準様式化を図り納付を可能とする。		
推進スケジュール	年度	取組み予定	取組み実績	進捗率
	H23	市の指定金融機関(株式会社東邦銀行)及びゆうちょ銀行との協議・調整を経て、収納代理金融機関指定を決定する。	ゆうちょ銀行の平成24年4月1日からの収納代理金融機関指定を決定した。	50%
	H24	以下の収入科目においてゆうちょ銀行での納付を可能とする。(納付書の標準様式化) ○市民税(普)、固定資産税・都市計画税、軽自動車税、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料、保育所保育料、幼稚園授業料、下水道受益者負担金、農業集落排水事業分担金、農業集落排水施設使用料	・以下の収入科目の納付書を標準様式化し、ゆうちょ銀行における窓口納付を可能とした。 ○市民税(普)、法人市民税、固定資産税・都市計画税、軽自動車税、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料、保育所保育料、幼稚園授業料、下水道受益者負担金、下水道使用料(井戸水)、農業集落排水施設使用料	75%
	H25	以下の収入科目においてゆうちょ銀行での納付を可能とする。(納付書の標準様式化) ○市営住宅使用料、駐車場使用料、入湯税	以下の収入科目の納付書を標準様式化し、ゆうちょ銀行における窓口納付を可能とした。 ○市営住宅使用料、駐車場使用料、入湯税	75%
	H26	—	平成25年度の現行財務会計システムの継続使用決定にあわせて、納付書の標準様式化については、上記の税目等までで完了とした。	100%
	H27	—	—	—
取組みの成果	市民の多くが関係する税目等のほとんどが標準様式化され、市内に55カ所ある郵便局(ゆうちょ銀行)でも納付が可能となり、利便性が大いに向上した。			

## No. 29 定員管理の適正化

大綱における体系	3. 簡素で効率的な行政運営		区分	継続
	(2) 定員管理・給与の適正化		担当部課	総務部 人事課
	① 定員管理の適正化			
計画内容	課題	多様化する行政需要への対応等を踏まえ、中長期的な視点から計画的な定員管理の適正化を図る必要がある。		
	目的・効果 取組内容	業務の民間委託や指定管理者制度導入等の民間ノウハウの活用などを通し、行政コストの削減を図るため、第4次定員適正化計画に基づき、定員管理の適正化を図る。		
	目標 (年度)	平成23年度から平成28年度までの6年間で計画期間とする第4次定員適正化計画に基づき定員管理を行い、109名の減員を図る。		
推進スケジュール	年度	取組み予定	取組み実績	進捗率
	H23	組織全体の事務事業の見直し等により、職員数及び配置の適正化を図る。 (減員目標 44名)	組織全体の事務事業の見直し等により44名の減員を図った。	50%
	H24	組織全体の事務事業の見直し等により、職員数及び配置の適正化を図る。 (減員目標 1名)	組織全体の事務事業の見直し等により40名の減員を図った。	75%
	H25	組織全体の事務事業の見直し等により、職員数及び配置の適正化を図る。 (減員目標 38名)	組織全体の事務事業の見直し等により10名の減員を図った。	75%
	H26	組織全体の事務事業の見直し等により、職員数及び配置の適正化を図る。 (減員目標 1名)	組織全体の事務事業の見直し等により29名の減員を図った。	75%
	H27	組織全体の事務事業の見直し等により、職員数及び配置の適正化を図る。 (減員目標 13名)	組織全体の職員配置の見直し等により24名の増員を図った。	75%
取組みの成果	計画では想定していなかった震災対応業務については、派遣職員による応援や全庁的な協力体制の確立により対応することができたことから、職員数を増員することなく、定員管理の適正化を図りながら、行政コストの削減を図ることができた。			

## No. 30 用務職員の集中配置

大綱における体系	3. 簡素で効率的な行政運営		区分	継続
	(2) 定員管理・給与の適正化		担当部課	総務部 人事課
	① 定員管理の適正化			
計画内容	課題	効率的な行政運営を図るため、人件費の抑制を図る必要がある。		
	目的・効果 取組内容	人件費の抑制を図るため、用務職員の集中配置を進める。なお、計画期間は、平成23年度～平成31年度とする。		
	目標 (年度)	用務職員の定年退職による自然減にあわせて集中配置を進め、概ね3割程度の用務職の減員に取り組む。		
推進スケジュール	年度	取組み予定	取組み実績	進捗率
	H23	集中配置を行う前段階として、支所・学習センター合築館の用務職について再任用職員を配置し職員の効率的配置を進める。	支所・学習センター合築館8施設の用務職について、学習センターの用務職に再任用職員を配置した。	25%
	H24	集中配置を行う前段階として、支所・学習センター合築館の用務職について再任用職員を引上げ、一人化を進める。	支所・学習センター合築館の用務職について一人化を図った。	50%
	H25	一人化の検証を行うとともに、方部制の導入方法を検討する。	一人化の検証を行うとともに、用務職員配置職場における現状分析や課題等の整理を行い、より効率的な方部制の導入方法について検討を行なった。	50%
	H26	一部の方部について試行的に方部制を導入するとともに検証を行う。	方部制の試行的導入にかかるスケジュール案、導入方部案等について検討するとともに、小中学校等を所管する教育委員会と協議を行った。	50%
	H27	平成26年度の検証結果等を踏まえ、計画的な集中配置計画を策定する。	集中配置にかかる検討会議を立ち上げ、今後のスケジュールや導入する方部の考え方について協議を行った。	50%
取組みの成果	これまでの取組みの中で、用務職員の定年退職による自然減にあわせて、支所・学習センター合築館において集中配置等を進めることにより、人件費の抑制を図ることができた。			

### No.3 1 給与の適正化

大綱における体系	3. 簡素で効率的な行政運営		区分	継続
	(2) 定員管理・給与の適正化		担当部課	総務部 職員厚生課
	② 給与の適正化			
計画内容	課題	民間企業の給与や経済情勢等を考慮した適正な給与改定により、民間との均衡を図るとともに、職員給与の透明性の確保が必要である。		
	目的・効果 取組内容	国や他の地方公共団体の状況を踏まえた上で、地域における民間企業の給与や地域の経済情勢を総合的に勘案し、適正な給与改定を行う。また、職員給与の透明性を確保するため、引き続き市政だより等で職員の給与について公表する。		
	目標 (年度)	地域における民間企業の給与、経済情勢等を考慮し、適正な給与改定を行う。		
推進スケジュール	年度	取組み予定	取組み実績	進捗率
	H23	国等の状況を踏まえ、地域における民間企業の給与、経済情勢等を考慮し、給与改定を行う。	県人事委員会勧告に準拠した給与改定(0.26%引下げ)とともに、市独自の給与抑制措置として、平成24年1月1日の定期昇給において昇給号給数の50%カットを実施した。また、わかりやすい給与公表に努めた。	当年度 75%
	H24	国等の状況を踏まえ、地域における民間企業の給与、経済情勢等を考慮し、給与改定を行う。	県人事委員会勧告に準拠して給与を据え置くとともに、市独自の給与抑制措置として、平成25年1月1日の定期昇給を6ヶ月延伸を実施し、7月1日とした(以降毎年7月1日)。また、わかりやすい給与公表に努めた。	当年度 75%
	H25	国等の状況を踏まえ、地域における民間企業の給与、経済情勢等を考慮し、給与改定を行う。	県人事委員会報告に準拠して給与を据え置くとともに、国からの要請による給与減額支給措置として平成25年10月から平成26年3月までの6ヶ月間、平均3.5%の給与の減額支給を実施した。また、わかりやすい給与公表に努めた。	当年度 75%
	H26	国等の状況を踏まえ、地域における民間企業の給与、経済情勢等を考慮し、給与改定を行う。	県人事委員会勧告に準拠した給与改定(給料0.18%引上げ、勤勉手当0.15月増)を実施するとともに、平成27年4月1日からの給与の総合の見直し(給料1.0%引下げ等)の実施に向け条例等の改正を行なった。また、わかりやすい給与公表に努めた。	当年度 75%
	H27	国等の状況を踏まえ、地域における民間企業の給与、経済情勢等を考慮し、給与改定を行う。	県人事委員会勧告に準拠した給与改定(給料0.3%引上げ、勤勉手当0.1月増)を実施した。また、わかりやすい給与公表に努めた。	当年度 75%
取組みの成果	人事院勧告、福島県人事委員会勧告等を踏まえ、給与改定を行なうとともに、昇給抑制等市独自の措置を行うことで給与の適正化に努めた。			

### No.3 2 出資法人の調査・指導・改善

大綱における体系	3. 簡素で効率的な行政運営		区分	継続
	(3) 出資法人の経営改善		担当部課	総務部 行政経営課
	① 経営改善の支援			
計画内容	課題	出資者として各出資法人に対する内部牽制効果を高めるとともに、安定した運営等の視点を踏まえた経営改善を図る必要がある。		
	目的・効果 取組内容	市の出資比率が25%以上の団体等を関与法人と位置づけ、各出資法人に対する内部牽制効果を高めるため、「福島市が出資する法人に関する調査・指導・改善委員会」において、経理等の処理に関する調査・指導・改善を実施する。		
	目標 (年度)	適正な会計処理等を維持するため、毎年度実地調査を実施する。		
推進スケジュール	年度	取組み予定	取組み実績	進捗率
	H23	経理等の処理に関する調査・指導・改善を実施する。	関与法人11法人の経理等の処理に関する調査・指導・改善を実施した。	当年度 100%
	H24	市の出資比率が25%以上50%未満の2法人を市長の調査等の対象となる法人として定める条例を制定するとともに、経理等の処理に関する調査・指導・改善を実施する。	市の出資比率が25%以上50%未満の2法人を市長の調査対象となる法人として定める条例を制定した。また、関与法人10法人の経理等の処理に関する調査・指導・改善を実施した。	当年度 100%
	H25	経理等の処理に関する調査・指導・改善を実施する。	実地調査の前段、調査の向上を図ることから「会計不正の窓口について」をテーマに研究を行い、関与法人10法人の経理等の処理に関する調査・指導・改善を実施した。	当年度 100%
	H26	経理等の処理に関する調査・指導・改善を実施する。	実地調査の前段、調査の向上を図ることから「公益法人会計について」をテーマに研究を行い、関与法人10法人の経理等の処理に関する調査・指導・改善を実施した。	当年度 100%
	H27	経理等の処理に関する調査・指導・改善を実施する。	実地調査の前段、調査の向上を図ることから「会計不正の窓口について」をテーマに研究を行い、関与法人10法人の経理等の処理に関する調査・指導・改善を実施した。	当年度 100%
取組みの成果	出資法人所管課職員が出資法人に出向き、総勘定元帳等の経理関係書類に確認、現物調査、担当職員への聞き取り調査を行うことで、出資者として、各法人に対する内部牽制効果を高めることができた。			

### No.3 3 福島市振興公社の経営改善の推進

大綱における体系	3. 簡素で効率的な行政運営		区分	継続
	(3) 出資法人の経営改善		担当部課	総務部 行政経営課
	① 経営改善の支援			
計画内容	課題	福島市振興公社においては、文化の振興及び労働福祉において専門性が高く質の高いサービスの提供とともに、自主的・主体的な運営が求められている。		
	目的・効果 取組内容	文化の振興及び労働福祉において質の高いサービスを提供し、自主的・主体的な運営を行うため福島市振興公社が策定する経営効率化計画について、進捗状況を確認しながら、助言・指導を行う。		
	目標 (年度)	平成23年度に経営効率化計画策定を支援し、当該計画に基づく、自主的・主体的な運営を確立する。		
推進スケジュール	年度	取り組み予定	取り組み実績	進捗率
	H23	福島市振興公社の経営効率化計画策定を支援する。	福島市振興公社の経営効率化計画策定を支援した。	25%
	H24	経営効率化計画の進捗状況等について調査、確認しながら、必要な助言・指導を行う。	必要な助言・指導を行い、福島市振興公社の経営健全化計画策定を支援した。	50%
	H25	経営効率化計画の進捗状況等について調査、確認しながら、必要な助言・指導を行う。	経営健全化計画の進捗状況等について調査し、確認しながら、必要な助言・指導を行った。	50%
	H26	経営効率化計画の進捗状況等について調査、確認しながら、必要な助言・指導を行う。	経営健全化計画の進捗状況等について調査し、確認しながら、必要な助言・指導を行った。	75%
	H27	経営効率化計画の進捗状況等について調査、確認しながら、必要な助言・指導を行う。	経営健全化計画の進捗状況等について調査し、確認しながら、必要な助言・指導を行った。	75%
取り組みの成果	公益法人移行後に適用される新しい会計基準により、平成32年度まで、退職給付引当金を段階的に100%まで引き上げる必要があるが、順調に積み立てを行い、平成26年度末現在で約65%となっている。			

### No.3 4 福島市スポーツ振興公社の経営改善の推進

大綱における体系	3. 簡素で効率的な行政運営		区分	継続
	(3) 出資法人の経営改善		担当部課	教育委員会 保健体育課
	① 経営改善の支援			
計画内容	課題	福島市スポーツ振興公社においては、地域住民の心身の健全な発達と健康で活力のある生活形成の寄与において質の高いサービスの提供とともに、自主的・主体的な運営が求められている。		
	目的・効果 取組内容	地域住民の心身の健全な発達と健康で活力のある生活形成の寄与において質の高いサービスを提供し、自主的・主体的な運営を行うため福島市スポーツ振興公社が策定する経営効率化計画について、進捗状況を確認しながら、助言・指導を行う。		
	目標 (年度)	平成23年度に経営効率化計画策定を支援し、当該計画に基づく、自主的・主体的な運営を確立する。		
推進スケジュール	年度	取り組み予定	取り組み実績	進捗率
	H23	福島市スポーツ振興公社の経営効率化計画策定を支援する。	福島市スポーツ振興公社の経営効率化計画策定を支援した。	50%
	H24	経営効率化計画の進捗状況等について調査、確認しながら、必要な助言・指導を行う。	経営健全化計画の進捗状況等について調査、確認しながら、必要な助言・指導を行った。	50%
	H25	経営効率化計画の進捗状況等について調査、確認しながら、必要な助言・指導を行う。	経営健全化計画の進捗状況等について調査、確認しながら、必要な助言・指導を行った。	75%
	H26	経営効率化計画の進捗状況等について調査、確認しながら、必要な助言・指導を行う。	経営健全化計画の進捗状況等について調査、確認しながら、必要な助言・指導を行った。	75%
	H27	経営効率化計画の進捗状況等について調査、確認しながら、必要な助言・指導を行う。	経営健全化計画の進捗状況等について調査、確認しながら、必要な助言・指導を行った。	75%
取り組みの成果	人件費の縮減や自主財源の確保に努め、自主的・主体的な運営が図られてきている。 また、地域に根ざした生涯スポーツ推進のため、質の高いサービスを提供し本市のスポーツ振興に寄与している。			

# 差替え前

## 4. 健全で効率的な財政運営

### ■基本的な考え方

#### (1) 健全な財政運営

行政資源を有効に活用し、安定した行財政運営を行うためには、健全な財政基盤の確立が不可欠であり、事業の必要性と効果の検証、適切な見直しを行い、財政の効率化を図りました。

#### (2) 収入の確保

収入面について、公平な課税と受益者負担の適正化を確保するため、市税や使用料等の賦課徴収の徹底などに取り組むとともに、さらなる財源の確保に努めました。

#### (3) 支出の見直し

支出面について、徹底した経費の削減を図り、限られた財源の効率的な活用に努めました。

#### (4) 企業会計等の健全経営

各公営企業・特別会計については、中長期的な視点に立って、適切かつ効率的な事業運営に努めました。

### ■行政改革推進プランの体系

#### 4. 健全で効率的な財政運営



### ■平成27年度までの実績

各取組事項の詳細については、P25～P31のとおりです。

### No.3 6 予算編成の効率化

大綱における体系	4. 健全で効率的な財政運営		区分	新規
	(1) 健全な財政運営		担当部課	財務部 財政課
	① 予算編成の効率化			
計画内容	課題	事業の必要性や効果などについて検証し、適切な見直しを行うことにより、財政の効率化と行政サービスの質の向上を図る必要がある。		
	目的・効果 取組内容	健全な財政運営を推進するため、行政評価手法の構築とともに、実施計画記載事業における評価・検証との連携を図りながら、効率的な予算編成に取り組む。		
	目標 (年度)	行政評価と関連した効率的な予算編成を行い、健全な財政運営を目指す。		
推進スケジュール	年度	取組み予定	取組み実績	進捗率
	H23	事業の必要性や効果などを評価・検証したうえで、効率的な予算編成を行う。	総合計画及び復興計画と整合性を図りながら、事業の必要性や効果などを評価・検証したうえで、効率的な予算編成を行った。	当年度 100%
	H24	事業の必要性や効果などを評価・検証したうえで、効率的な予算編成を行う。	総合計画及び復興計画と整合性を図るとともに、行政評価モデル事業を施行しながら、効率的な予算編成を行った。	当年度 100%
	H25	事業の必要性や効果などを評価・検証したうえで、行政評価と関連した、効率的な予算編成を行う。	総合計画及び復興計画と整合性を図るとともに、行政評価を実施しながら、効率的な予算編成を行った。	当年度 100%
	H26	事業の必要性や効果などを評価・検証したうえで、行政評価と関連した、効率的な予算編成を行う。	総合計画及び復興計画と整合性を図るとともに、行政評価を実施しながら、効率的な予算編成を行った。	当年度 100%
	H27	事業の必要性や効果などを評価・検証したうえで、行政評価と関連した、効率的な予算編成を行う。	総合計画及び復興計画と整合性を図るとともに、行政評価を実施しながら、効率的な予算編成を行った。	当年度 100%
取組みの成果	行政評価等により、事業の実績や効果を効率性、有効性等の観点から検証し事務事業の見直しを進めるとともに、総合計画及び復興計画との整合を図ること等により、今後の財政需要を勘案した健全な財政運営を基調とする効率的な予算編成を行うことができた。			

### No.3 7 市債の適正運用

大綱における体系	4. 健全で効率的な財政運営		区分	新規
	(1) 健全な財政運営		担当部課	財務部 財政課
	② 市債の適正運用			
計画内容	課題	公債費負担や市債現在高の状況等を十分勘案し、後世代に過大な負担を残すことのないよう、市債依存度の抑制を基調とした運用に努める必要がある。		
	目的・効果 取組内容	長期的な視点に立った健全な財政運営を維持するため、市債の適正な運用を図る。		
	目標 (年度)	実質公債費比率10%未満の堅持をガイドラインに、市債の適正な運用を図る。		
推進スケジュール	年度	取組み予定	取組み実績	進捗率
	H23	財政指標等の状況を十分勘案し、市債充当事業の厳選とともに適正な運用に努める。	財政指標等の状況を十分勘案し、市債充当事業の厳選とともに適正な運用に努めた。 平成22年度実質公債費比率 5.9%	当年度 100%
	H24	財政指標等の状況を十分勘案し、市債充当事業の厳選とともに適正な運用に努める。	財政指標等の状況を十分勘案し、市債充当事業の厳選とともに適正な運用に努めた。 平成23年度実質公債費比率 5.3%	当年度 100%
	H25	財政指標等の状況を十分勘案し、市債充当事業の厳選とともに適正な運用に努める。	財政指標等の状況を十分勘案し、市債充当事業の厳選とともに適正な運用に努めた。 平成24年度実質公債費比率 4.9%	当年度 100%
	H26	財政指標等の状況を十分勘案し、市債充当事業の厳選とともに適正な運用に努める。	財政指標等の状況を十分勘案し、市債充当事業の厳選とともに適正な運用に努めた。 平成25年度実質公債費比率 4.5%	当年度 100%
	H27	財政指標等の状況を十分勘案し、市債充当事業の厳選とともに適正な運用に努める。	財政指標等の状況を十分勘案し、市債充当事業の厳選とともに適正な運用に努めた。 平成26年度実質公債費比率 3.5%	当年度 100%
取組みの成果	世代間の負担の公平に配慮するとともに、後世代に過大な負担を残すことのないよう市債依存度の抑制に努め、財政指標の改善を図った。			

### No.38 財務諸表（財務書類4表等）の活用

大綱における体系	4. 健全で効率的な財政運営		区分	新規
	(1) 健全な財政運営		担当部課	財務部 財政課
	③財務諸表の活用			
計画内容	課題	健全な財政運営の指標として財務諸表を活用するほか、他市との比較や経年比較などを行い、わかりやすい公表に努める必要がある。		
	目的・効果 取組内容	本市財政状況の透明性を確保するため、財務諸表を活用する。		
	目標 (年度)	財務諸表を資産の有効活用や健全な財政運営の指標として活用するとともに、わかりやすく公表する。		
推進スケジュール	年度	取り組み予定	取り組み実績	進捗率
	H23	資産評価を段階的に進めながら、より一層分析を深め、わかりやすい公表に努める。	震災対応を最優先に、平成21、22年度決算分の財務諸表の作成を進めた。	50%
	H24	資産評価を段階的に進めながら、より一層分析を深め、わかりやすい公表に努める。	引き続き、平成21,22年度決算分の財務諸表の作成を進めるとともに、平成23年度分の財務諸表の作成にも着手した。	50%
	H25	資産評価を段階的に進めながら、より一層分析を深め、わかりやすい公表に努める。	引き続き、平成21、22、23年度決算分の財務諸表の作成を進めるとともに、平成24年度分の財務諸表の作成にも着手した。	50%
	H26	資産評価を段階的に進めながら、より一層分析を深め、わかりやすい公表に努める。	平成21～24年度決算分の財務諸表を公表するとともに、平成25年度分の財務諸表の作成を進めた。	75%
	H27	資産評価を段階的に進めながら、より一層分析を深め、わかりやすい公表に努める。	平成21～24年度決算分の財務諸表を公表するとともに、平成25、26年度分の財務諸表の作成を進めたほか、統一的な基準による財務書類の整備に向けた調査・研究を重ねた。	75%
取り組みの成果	本市財政状況の透明性の確保に努めることができた。			

### No.39 未利用財産の積極的な処分

大綱における体系	4. 健全で効率的な財政運営		区分	継続
	(2) 収入の確保		担当部課	財務部 管財課
	①自主財源の確保			
計画内容	課題	健全な財政運営に寄与するため、自主財源の確保を図る必要がある。		
	目的・効果 取組内容	歳入増を図り、健全な財政運営に寄与するため、一般競争入札をはじめ、宅地建物取引業協会等との連携により未利用の市有財産の積極的な処分を行う。		
	目標 (年度)	毎年度、未利用財産の積極的な処分により自主財源の確保を図る。		
推進スケジュール	年度	取り組み予定	取り組み実績	進捗率
	H23	一般競争入札等により、市有財産の売り払いを実施する。	売却件数37件・売却面積7,108.57㎡ 売却額8,465万円	25%
	H24	一般競争入札等により、市有財産の売り払いを実施する。	売却件数23件・売却面積3,773.22㎡ 売却額1,994万円	25%
	H25	一般競争入札等により、市有財産の売り払いを実施する。	売却件数44件・売却面積6,637.53㎡ 売却額9,348万円	50%
	H26	一般競争入札等により、市有財産の売り払いを実施する。	売却件数49件・売却面積10,192.95㎡ 売却額15,174万円	75%
	H27	一般競争入札等により、市有財産の売り払いを実施する。	売却件数43件・売却面積80,851.33㎡ 売却額14,580万円	75%
取り組みの成果	公共施設の更新にあたっての、事業費の内の自主財源としている。今後も、自主財源を確保し、健全な財政運営に寄与する。			

## No.4 0 使用料・手数料の適正化

大綱における体系	4. 健全で効率的な財政運営		区分	継続
	(2) 収入の確保		担当部課	財務部 管財課
	① 自主財源の確保			
計画内容	課題	受益者負担の原則に立った、使用料・手数料などの適正化を継続的に図る必要がある。		
	目的・効果 取組内容	自主財源の確保を図るため、受益者負担の原則に立った、使用料・手数料などの適正化を図る。		
	目標 (年度)	受益者負担の原則に立ち、使用料・手数料などを適切に見直し、自主財源の確保を図る。		
推進スケジュール	年度	取組み予定	取組み実績	進捗率
	H23	予算編成時等において、使用料・手数料の適正化を図る。	予算編成の時期等において、景気の動向等の影響を考慮しながら、見直しの有無について検討を行った。	当年度 100%
	H24	予算編成時等において、使用料・手数料の適正化を図る。	予算編成の時期等において、景気の動向等の影響を考慮しながら、見直しの有無について検討を行った。	当年度 100%
	H25	予算編成時等において、使用料・手数料の適正化を図る。	予算編成の時期等において、景気の動向や消費税率変更等の影響を考慮しながら、見直しの有無について検討を行った。	当年度 75%
	H26	予算編成時等において、使用料・手数料の適正化を図る。	予算編成の時期等において、景気の動向や消費税率変更等、市民生活への影響を考慮しながら、見直しの有無について検討を行った。	当年度 75%
	H27	予算編成時等において、使用料・手数料の適正化を図る。	予算編成の時期等において、景気の動向や消費税率変更等、市民生活への影響を考慮しながら、見直しの有無について検討を行った。	当年度 75%
取組みの成果	予算編成の時期等において、景気の動向や消費税率変更等、市民生活への影響を考慮しながら、見直しの有無について検討を行った。			

## No.4 1 GIS（地理空間情報）活用による固定資産管理システムの導入

大綱における体系	4. 健全で効率的な財政運営		区分	新規
	(2) 収入の確保		担当部課	財務部 資産税課
	① 自主財源の確保			
計画内容	課題	的確な課税客体の把握と公平公正な賦課業務及び事務の効率化を図る必要がある。		
	目的・効果 取組内容	的確な課税客体（土地・家屋）の把握と公平公正な賦課業務を行うため、GIS（地理空間情報）活用した固定資産管理システムを構築する。		
	目標 (年度)	平成25年度までにGISを活用した固定資産管理システムを導入する。		
推進スケジュール	年度	取組み予定	取組み実績	進捗率
	H23	市全域の航空写真撮影及びデータ処理を行う。	福島市全域の航空写真撮影及びデジタルデータ処理を終了した。	25%
	H24	字限図などの図面のデジタル化による地番図データ作成を行う。	地番図データ処理を完了した。	75%
	H25	固定資産管理システムを構築する。	システム構築を完了した。	100%
	H26	—	—	—
	H27	—	—	—
取組みの成果	<p>以下の理由によりこれまでよりも適正な課税が可能となった。</p> <p>① 課税客体の把握が容易となったことで、問い合わせに対する対応スピードの向上、現地調査にかかる時間の短縮等、課税事務の効率が格段に向上した。</p> <p>② 図面（災害指定図等）の重ね合わせにより、評価替えに伴う各種事案（土砂災害特別警戒区域への補正等）に対応できるようになった。</p> <p>③ 家屋の位置確認が容易になり、土地担当と家屋担当の連携が向上した。</p> <p>④ 庁内においても航空写真を公開することで、他課の事務効率の向上に寄与した。</p>			

## No. 4 2 国保税の収納率向上対策

大綱における体系	4. 健全で効率的な財政運営	区分	新規	
	(2) 収入の確保	担当部課	財務部 納税課	
	① 自主財源の確保			
計画内容	課題	滞納者への接触拡大、早期催告から、収納確保により収納率の向上を図る必要がある。		
	目的・効果 取組内容	国保税の現年度分滞納者に対する早期着手のため、委託による「納税コールセンター」の導入を図る。		
	目標 (年度)	平成24年9月「納税コールセンター」稼働を目指す。		
推進スケジュール	年度	取り組み予定	取り組み実績	進捗率
	H23	「納税コールセンター」導入の予算化(平成24年度)を図る。	「納税コールセンター」導入の予算化(平成24年度)をした。	25%
	H24	「納税コールセンター」を9月に稼働する。	「納税コールセンター」を10月より稼働した。	100%
	H25	「納税コールセンター」導入後の評価・検証を行う。	架電による納付実績から、収納確保に一定の効果があつた。	100%
	H26	—	—	—
	H27	—	—	—
取り組みの 成果	現年度収納率は、23年度89.82%、24年度91.75%、25年度92.09%、26年度92.49%と上昇傾向にある。また、早期の電話催告で納付されることにより、その後の催告通知などの滞納整理に係る業務が圧縮され、より滞納処分に専念できる環境の整備につながっている。			

## No. 4 3 市ホームページへのバナー広告導入

大綱における体系	4. 健全で効率的な財政運営	区分	新規	
	(2) 収入の確保	担当部課	市長公室 広報課	
	② さらなる財源の確保			
計画内容	課題	さらなる財源の確保の手法として取り組んできた市広報媒体等への広告掲載について、拡大が必要である。		
	目的・効果 取組内容	新たな歳入が見込め、さらなる財源を確保するため、市ホームページ「ふくしまウェブ」トップページにバナー広告を掲載する。		
	目標 (年度)	平成25年度から市ホームページ「ふくしまウェブ」トップページにバナー広告を掲載する。		
推進スケジュール	年度	取り組み予定	取り組み実績	進捗率
	H23	バナー広告掲載に関する他市の事例等を検証する。	バナー広告掲載に関する他市事例の調査を行った。	25%
	H24	他市の事例をふまえ、掲載基準等の検討を行う。	他市の事例を参考に掲載基準等を検討し、平成25年度当初予算化をした。	25%
	H25	市ホームページにバナー広告の掲載を開始する。	市ホームページのトップページに、10月よりバナー広告の掲載を開始した。	100%
	H26	—	—	—
	H27	—	—	—
取り組みの 成果	市広報媒体等への広告掲載を拡大し、ホームページ「ふくしまウェブ」のトップページにバナー広告の掲載を開始することにより、新たな歳入を確保した。平成25年度は半年間6枠を掲載し、収入額は264,600円であった。なお、平成26、27年度は9枠の掲載を行っている。(収入額933,120円)			

#### No.4 4 放射線対策事業にかかる費用の損害賠償請求等の実施

大綱における体系	4. 健全で効率的な財政運営	区分	新規	
	(2) 収入の確保	担当部課	財務部 管財課	
	—			
計画内容	課題	原発事故に起因して実施した事業に要する費用や使用料等の減収などによる損害について、確実に賠償されるよう東京電力㈱に遺漏なく請求しなければならない。		
	目的・効果 取組内容	東日本大震災からの復旧・復興対策に係る経費を確保するため、東京電力㈱に遺漏なく損害賠償請求をする。		
	目標 (年度)	被った損害の状況を適切に把握し、時期を逸することなく東京電力㈱に損害賠償請求を実施する。		
推進スケジュール	年度	取組み予定	取組み実績	進捗率
	H23	被った損害の状況を適切に把握し、東京電力㈱に損害賠償請求をする。	各課から被害の状況の報告を受け弁護士協議を経て東京電力に請求を行った。	当年度 100%
	H24	被った損害の状況を適切に把握し、東京電力㈱に損害賠償請求をする。	東電に任意の様式で1回目請求の修正請求、2回目(平成24年1月から3月分及び第1回請求時に金額が確定しておらず請求できなかった損害分)の請求を行った。また早期支払い等について要望書の提出を行った。	当年度 100%
	H25	被った損害の状況を適切に把握し、東京電力㈱に損害賠償請求をする。	東電に任意の様式で平成24年度分の原子力災害に伴う損害賠償請求を行った。また、原子力損害賠償の完全実施と早期支払いに関する要請書を提出した。	当年度 100%
	H26	被った損害の状況を適切に把握し、東京電力㈱に損害賠償請求をする。	東電に任意の様式で平成25年度分の原子力災害に伴う損害賠償請求を行うとともに、これまでに行った賠償請求の早期支払い等を要望した。	当年度 100%
	H27	被った損害の状況を適切に把握し、東京電力㈱に損害賠償請求をする。	東電に任意の様式で平成26年度分の原子力災害に伴う損害賠償請求を行うとともに、これまでに行った賠償請求の早期支払い等を要望した。	当年度 100%
取組みの成果	福島市として被った原子力損害にかかる状況を適切に把握し、遅滞することなく請求できた。また、請求とあわせ、これまでに行った賠償請求の早期支払い等を要望し、市としての賠償に関する意思を東京電力に伝えることができた。			

#### No.4 5 公共事業のコスト削減

大綱における体系	4. 健全で効率的な財政運営	区分	継続	
	(3) 支出の見直し	担当部課	財務部 契約検査課	
	①事務事業の整理合理化			
計画内容	課題	職員がコスト意識を持つことにより、公共事業にかかるコスト削減を図るとともに、社会資本の効率的な整備、維持を図る必要がある。		
	目的・効果 取組内容	本市が行う公共事業を対象とし、事業の構想・計画段階から維持管理までの過程でコスト削減を図るため、「市公共事業コスト構造改善プログラム」に基づき取り組む。		
	目標 (年度)	毎年度、「市公共事業コスト構造改善プログラム」に基づき、総合的な公共事業のコスト削減に取り組む。		
推進スケジュール	年度	取組み予定	取組み実績	進捗率
	H23	「市公共事業コスト構造改善プログラム」に基づき、総合的な公共事業のコスト削減に取り組む。	公共事業施行過程でコスト削減施策に取り組む、計画・設計・施工の最適化等の具体策を実施した。	当年度 100%
	H24	「市公共事業コスト構造改善プログラム」に基づき、総合的な公共事業のコスト削減に取り組む。	公共事業施行過程でコスト削減施策に取り組む、計画・設計・施工の最適化等の具体策を実施した。	当年度 100%
	H25	「市公共事業コスト構造改善プログラム」に基づき、総合的な公共事業のコスト削減に取り組む。	公共事業施行過程でコスト削減施策に取り組む、計画・設計・施工の最適化等の具体策を実施した。	当年度 100%
	H26	「市公共事業コスト構造改善プログラム」に基づき、総合的な公共事業のコスト削減に取り組む。	公共事業施行過程でコスト削減施策に取り組む、計画・設計・施工の最適化等の具体策を実施した。	当年度 100%
	H27	「市公共事業コスト構造改善プログラム」に基づき、総合的な公共事業のコスト削減に取り組む。	公共事業施行過程でコスト削減施策に取り組む、計画・設計・施工の最適化等の具体策を実施した。	当年度 100%
取組みの成果	取組み期間内の事業数1,212件に対して実施策数は2,164件であり、一事業あたりの取組み件数は、1.78件となり、職員のコスト削減に対する意識が向上した。併せて、ライフサイクルコストの低減や長寿命化を意識した取組みが定着した。また、安全対策や環境保全にも配慮した取組みがなされてきた。			

#### No.4 6 橋りょうの長寿命化の推進

大綱における体系	4. 健全で効率的な財政運営	区分	新規	
	(3) 支出の見直し	担当部課	建設部 道路保全課	
	①事務事業の整理合理化			
計画内容	課題	従来の壊れてから直す対症療法型管理から予防保全型管理に転換し、橋りょうの維持管理コストの平準化と縮減を図るための計画を策定する必要がある。		
	目的・効果 取組内容	コストの削減・平準化を図るとともに延命化・安全性の向上を図るため、福島市管理橋りょう長寿命化修繕計画を策定する。		
	目標 (年度)	平成23年度中に福島市管理橋りょう長寿命化修繕計画を策定する。		
推進スケジュール	年度	取組み予定	取組み実績	進捗率
	H23	計画の策定、公表、橋りょう管理システムを構築する。	「福島市橋梁長寿命化修繕計画」を策定し、市ホームページで公表すると共に、橋梁管理システムを構築した。	100%
	H24	—	—	—
	H25	—	—	—
	H26	—	—	—
	H27	—	—	—
取組みの成果	橋梁管理システムを構築し、定期的な橋梁点検による、予防保全型の管理へ転換した。 予算の平準化とコスト削減を図り、本市道路網の安全安心な交通環境の保全に寄与している。			

#### No.4 7 補助金の見直し

大綱における体系	4. 健全で効率的な財政運営	区分	継続	
	(3) 支出の見直し	担当部課	財務部 財政課	
	②補助金の見直し			
計画内容	課題	従来の経緯にとらわれることなく、行政の責任と役割、経費負担のあり方、事業効果等を十分検証し、廃止、統合・再編、減額、終期設定等の見直しを行う必要がある。		
	目的・効果 取組内容	見直しを継続することにより、「最小の経費で最大の効果を上げる」という効率的な財政運営に対する認識を深めるとともに、限られた財源の効果的な活用を図るため、全ての補助金について見直しを行う。		
	目標 (年度)	毎年度、行政関与の必要性、効果等を検証し、健全な財政運営を目指す。		
推進スケジュール	年度	取組み予定	取組み実績	進捗率
	H23	予算編成時等において、団体等の運営状況や補助の効果等を検証し、見直しを図る。	予算編成時等において、団体等の運営状況や補助の効果等を検証し、見直しを図った。	当年度 100%
	H24	予算編成時等において、団体等の運営状況や補助の効果等を検証し、見直しを図る。	予算編成時等において、団体等の運営状況や補助の効果等を検証し、見直しを図った。	当年度 100%
	H25	予算編成時等において、団体等の運営状況や補助の効果等を検証し、見直しを図る。	予算編成時等において、団体等の運営状況や補助の効果等を検証し、見直しを図った。	当年度 100%
	H26	予算編成時等において、団体等の運営状況や補助の効果等を検証し、見直しを図る。	予算編成時等において、団体等の運営状況や補助の効果等を検証し、見直しを図った。	当年度 100%
	H27	予算編成時等において、団体等の運営状況や補助の効果等を検証し、見直しを図る。	予算編成時等において、団体等の運営状況や補助の効果等を検証し、見直しを図った。	当年度 100%
取組みの成果	社会経済情勢の変動等を考慮しながら、市の関与の必要性や事業としての自立可能性を勘案するなど、費用対効果を検証し、補助金額の減額などの変更や休止、廃止等の見直しを図った。 【見直し額 約249,000千円(平成24～28年度予算編成時)】			

#### No.4 8 水道局における定員管理の適正化

大綱における体系	4. 健全で効率的な財政運営	区分	継続	
	(4) 企業会計等の健全経営	担当部課	水道局 水道総務課	
	① 企業会計の健全経営			
計画内容	課題	公営企業の健全性をより高めるため、人件費の抑制と事務事業の効率化を図る必要がある。		
	目的・効果 取組内容	公営企業の健全経営に努めるため、第4次定員適正化計画に基づき、事務事業の見直しや組織機構の見直し等により、職員数及び配置の適正化を図る。		
	目標 (年度)	職員数及び配置の適正化を図ることにより、人件費の抑制と事務事業の更なる効率化を図り、もって公営企業の健全経営に努める。		
推進スケジュール	年度	取組み予定	取組み実績	進捗率
	H23	第4次定員適正化計画に基づき、事務事業見直し等により、職員数及び配置の適正化を図る。	第4次定員適正化計画に基づき、職員数及び配置の適正化を図った。	50%
	H24	第4次定員適正化計画に基づき、事務事業見直し等により、職員数及び配置の適正化を図る。	第4次定員適正化計画に基づき、職員数及び配置の適正化を図った。	75%
	H25	第4次定員適正化計画に基づき、事務事業見直し等により、職員数及び配置の適正化を図る。	第4次定員適正化計画に基づく目標職員数に到達した。	100%
	H26	第4次定員適正化計画に基づき、事務事業見直し等により、職員数及び配置の適正化を図る。	第4次定員適正化計画に基づく目標職員数に到達した。	100%
	H27	第4次定員適正化計画に基づき、事務事業見直し等により、職員数及び配置の適正化を図る。	第4次定員適正化計画に基づく目標職員数に到達した。	100%
取組みの成果	平成25年度において、第4次定員適正化計画における最終目標職員数に達し、人件費の抑制がなされた。今後も、引き続き職員の適正配置に努めていく。			

#### No.4 9 下水道事業における地方公営企業法の適用化検討

大綱における体系	4. 健全で効率的な財政運営	区分	新規	
	(4) 企業会計等の健全経営	担当部課	都市政策部 下水道室 下水道総務課	
	① 企業会計の健全経営			
計画内容	課題	厳しい財政状況の中で下水道の整備を進めるために、地方公営企業法の任意適用事業である下水道事業に同法を適用し、企業会計を導入して経営の健全化を図る必要がある。		
	目的・効果 取組内容	経営の健全化を図るため、下水道事業に地方公営企業法を適用し、企業会計を導入する。そのことにより、経営状況の明確化、適切な損益計算と原価算定、中長期的なコスト分析に基づく計画的な維持管理と改築更新、市民や議会への説明責任の向上が図られる。		
	目標 (年度)	平成23年度から平成27年度までの5箇年を検討・準備期間とし、平成28年度から地方公営企業法を適用し企業会計を導入する。		
推進スケジュール	年度	取組み予定	取組み実績	進捗率
	H23	調査・研究に取り組み、部内検討を行う。	調査・研究に取り組み、部内検討を行った。	25%
	H24	・庁内の連絡調整等を図る。 ・適用化の基本方針と実施計画を策定する。 ・固定資産の資料を収集する。	・庁内の連絡調整等を図った。 ・適用化の基本方針と基本計画を策定した。	25%
	H25	・固定資産の資料を収集し、調査と評価をする。 ・庁内の連絡調整等を図る。 ・会計・資産管理システムの検討をする。	・固定資産の資料収集・整理を行った。 ・庁内の連絡調整等を行った。 ・会計・資産管理システムの検討を行った。	50%
	H26	・固定資産の調査と評価をする。 ・庁内の連絡調整等を図る。 ・会計・資産管理システムの構築をする。	・固定資産の資料収集・整理を行った。 ・庁内の連絡調整等を行った。 ・資産管理システムの構築に着手した。	75%
	H27	・固定資産の調査と評価をする。 ・会計・資産管理システム等構築、導入する。 ・新予算の編成、打ち切り決算、法的整備等をする。	・調査結果に基づき、固定資産の評価額を算定した。 ・会計・資産管理システムを導入した。 ・新予算の編成、打ち切り決算の実施、条例等を制定した。	100%
取組みの成果	平成28年4月から下水道事業及び農業集落排水事業に地方公営企業法の一部を適用する。			

# 《参考》福島市行政改革推進プラン(H23～H27)取組事項一覧

《大綱2011における体系》

《行政改革推進プラン》

基本方針	取り組みの方針	取り組みの項目	No.	取組事項	実施年度	担当部	頁
1. 市民との協働により取り組む行政運営							
(1) 情報公開、情報提供の推進							
	①行政情報の公開・提供	1	民間ソーシャルメディアを活用した情報発信 (新規)	H24	市長公室 総務部	P4	
		2	放射線対策情報の提供 (新規)	H25	環境部	P4	
		3	ホームページ等を活用した国内外への情報発信 (新規)	H27	市長公室	P5	
(2) 市民との協働の推進							
	①市民とのコミュニケーションの充実	1	民間ソーシャルメディアを活用した情報発信(再掲) (新規)	H24	市長公室 総務部	P4	
		4	「協働のまちづくり推進指針」に基づく取組の啓発推進 (新規)	H27	市民安全部	P5	
	②協働を支えるしくみの整備	5	地域の個性を生かしたまちづくりの支援 (新規)	H27	市民安全部	P6	
		6	高齢者を支え合う地域ネットワーク (新規)	H27	健康福祉部	P6	
(3) 多様な担い手の活用							
	①指定管理者制度の充実	7	指定管理者制度に関する基本方針の見直し (新規)	H26	総務部	P7	
		8	新斎場の管理方法の検討 (新規)	H27	環境部	P7	
	②民間委託等の推進	9	学習センターの地域人材登用	H24	教育委員会	P8	
		10	学校給食センターの見直し	H27	教育委員会	P8	
2. 市民目線に立った行政運営							
(1) 信頼される市役所の推進							
	①法令遵守の強化	11	危機管理指針(仮称)及び危機管理マニュアルの策定 (新規)	H27	市民安全部	P10	
	②危機管理体制の強化						
		12	福島市地域防災計画の見直し (新規)	H27	市民安全部	P10	
(2) 組織機構の構築と見直し							
	①組織機構の見直し	13	組織機構の見直し	H27	総務部	P11	
	②支所の企画機能の強化	14	支所の企画機能の強化 (新規)	H27	総務部	P11	
(3) 人材育成の推進							
	①職員の意識改革の推進	15	人事評価制度の構築	H27	総務部	P12	
	②職員の能力向上	16	職員研修の推進 (新規)	H27	総務部	P12	
(4) ICTの有効活用							
	①ICTを活用した業務改革	17	住民情報オンラインシステムの再構築	H24	総務部	P13	
		18	簡易申請システムの運用 (新規)	H24	総務部	P13	
		19	個人住民税申告支援システムの導入 (新規)	H23	財務部	P14	
		20	戸籍情報システムの導入	H25	市民安全部	P14	
		21	公園台帳システムの導入 (新規)	H26	都市政策部	P15	
		22	図書貸出予約システムの導入 (新規)	H24	教育委員会	P15	

基本方針	取り組みの方針	取り組みの項目	No.	取組事項	実施年度	担当部	頁
3. 簡素で効率的な行政運営							
(1) 事務事業の見直し							
	①行政評価の構築と活用	23	行政評価のしくみの構築		H25	総務部	P17
	②事務事業の見直し	24	新財務会計システムの導入 (新規)		H25	総務部	P17
		25	公文書ファイリングシステムの導入 (新規)		H27	総務部	P18
	③市民の利便性の向上	26	市税等のコンビニ納付 (新規)		H27	財務部	P18
		27	救急安心お守りカードの普及推進 (新規)		H27	消防本部	P19
		28	公金の納付窓口の拡大 (新規)		H26	会計課	P19
(2) 定員管理・給与の適正化							
	①定員管理の適正化	29	定員管理の適正化		H27 (H28)	総務部	P20
		30	用務職員の集中配置		H27 (H31)	総務部	P20
	②給与の適正化	31	給与の適正化		H27	総務部	P21
(3) 出資法人の経営改善							
	①経営改善の支援	32	出資法人の調査・指導・改善		H27	総務部	P21
		33	福島市振興公社の経営改善の推進		H27	総務部	P22
		34	福島市スポーツ振興公社の経営改善の推進		H27	教育委員会	P22
		35	福島地方土地開発公社(福島市事務所)の経営健全化 (新規)		H27	財務部	P23
4. 健全で効率的な財政運営							
(1) 健全な財政運営							
	①予算編成の効率化	36	予算編成の効率化 (新規)		H27	財務部	P25
	②市債の適正運用	37	市債の適正運用 (新規)		H27	財務部	P25
	③財務諸表の活用	38	財務諸表(財務書類4表等)の活用 (新規)		H27	財務部	P26
(2) 収入の確保							
	①自主財源の確保	39	未利用財産の積極的な処分		H27	財務部	P26
		40	使用料・手数料の適正化		H27	財務部	P27
		41	GIS(地理空間情報)活用による固定資産管理システムの導入 (新規)		H25	財務部	P27
		42	国保税の収納率向上対策 (新規)		H25	財務部	P28
	②さらなる財源の確保	43	市ホームページへのバナー広告導入 (新規)		H25	市長公室	P28
	—	44	放射線対策事業にかかる費用の損害賠償請求等の実施 (新規)		H27	財務部	P29
(3) 支出の見直し							
	①事務事業の整理合理化	45	公共事業のコスト削減		H27	財務部	P29
		46	橋りょうの長寿命化の推進 (新規)		H23	建設部	P30
	②補助金の見直し	47	補助金の見直し		H27	財務部	P30
(4) 企業会計等の健全経営							
	①企業会計の健全経営	48	水道局における定員管理の適正化		H27 (H28)	水道局	P31
		49	下水道事業における地方公営企業法の適用化検討 (新規)		H27 (H28)	都市政策部	P31